

# 信用保証協会のあらまし 2026



# 目次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| ○ごあいさつ                       | 1  |
| ○経営理念                        | 2  |
| ○概 要                         |    |
| プロフィール                       | 3  |
| 沿革                           | 3  |
| ○信用補完制度のしくみ                  |    |
| 信用補完制度について                   | 4  |
| 信用補完制度の概略図                   | 5  |
| 信用保証制度について                   | 6  |
| 信用保険制度について                   | 7  |
| 責任共有制度について                   | 8  |
| ○信用保証のご利用にあたって               |    |
| ご利用いただける方                    | 10 |
| 信用保証の内容                      | 11 |
| 信用保証料について                    | 12 |
| ○信用保証制度のご案内                  |    |
| 保証制度一覧                       | 13 |
| ○信用保証業務の状況                   |    |
| 保証承諾・保証債務残高・代位弁済の推移（過去5ヵ年）   | 14 |
| 保証承諾・保証債務残高の推移（過去3ヵ年）※金融機関群別 | 15 |
| 保証承諾・保証債務残高の推移（過去3ヵ年）※業種別    | 16 |
| ○令和7年度の事業概要                  |    |
| 保証状況                         | 17 |
| 被災企業支援の状況                    | 17 |
| 代位弁済及び求償権等の状況                | 18 |
| 収支計算書                        | 19 |
| 収支計算書の用語説明                   | 20 |
| 貸借対照表、財産目録                   | 21 |
| 貸借対照表の用語説明                   | 22 |
| ○経営諸計画の取組みへの評価               |    |
| 令和7年度経営計画の評価                 | 23 |
| ○業務の取組み                      |    |
| 関係機関との連携                     | 30 |
| 企業支援活動                       | 32 |
| 広報活動                         | 35 |
| ○コンプライアンス                    |    |
| コンプライアンス態勢、コンプライアンス組織図       | 36 |
| 個人情報保護宣言                     | 37 |
| ○ 計画一覧                       |    |
| 中期事業計画（令和6年度～令和8年度）について      | 39 |
| 令和8年度経営計画                    | 40 |
| ○組織体制                        |    |
| 役員名簿                         | 46 |
| 組織図                          | 47 |
| 事務所のご案内                      | 48 |



岩手県信用保証協会  
会長 菊池 哲

当協会の業務運営につきましては、平素より格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
本年度も当協会の業務内容や事業実績、年度経営計画等についてご報告するディスクロージャー誌「信用保証協会のあらまし 2026」を作成しました。ぜひ、ご一読いただき、当協会の取組みについてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、令和7年度の県内経済は、社会経済活動がコロナ禍からの正常化が進む一方で、経済活動の中心となる個人消費については物価動向の影響を受けやすい構図が続いたものの、生産活動は持ち直しの動きが継続していることから、全体として緩やかに改善の動きとなりました。

このような情勢にあっても、不安定な国際社会情勢、円安による原材料価格の高騰、人手不足問題などの影響を受けている中小企業が依然多いことから、財務数値のみで与信判断することなく、企業訪問等により事業性、将来性を評価し、個々の中小企業者に最適な保証制度を提案することで積極的な信用保証に取り組んでまいりました。

また、新たな保証制度として「協調支援型特別保証制度」の県制度化や、当協会独自の既存制度である「5ing」および「10ing」については利便性を高める改正を行ったほか、超長期の設備資金に対応する「エステート 30」を積極的に推進するなど、中小企業者のニーズにより一層応えられるよう、保証制度を充実させ推進を図りました。

経営支援につきましては「専門家派遣事業」を46企業に実施し、さらに、当協会主催で創業セミナーを開催するとともに、商工会議所などが主催する創業セミナーに職員を講師として派遣するなど、創業機運の醸成に努めてまいりました。

コロナ禍で増加した、ゼロゼロ融資等債務の返済負担が増加していることから、信用保証協会に求められる使命は資金繰り支援に留まらず、一層の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促すため、経営支援の重要性がさらに増していくものと認識しております。

当協会では、中期事業計画のビジョンである「寄り添う！支える！そしてともに走る！」を実践するため、金融機関をはじめ、支援機関の皆様と連携を図りながら、これまで以上に金融・経営両面での切れ目のない一体型支援に尽力し、県内中小企業者と伴走して参りますので、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

岩手県信用保証協会は、  
積極的な「信用保証」と  
きめ細かい「経営支援」を通して、  
中小企業の金融円滑化と持続的成長を促し、  
地域経済の振興に貢献します。

岩手県信用保証協会は、信用保証協会法を設立の根拠とする公的保証機関です。

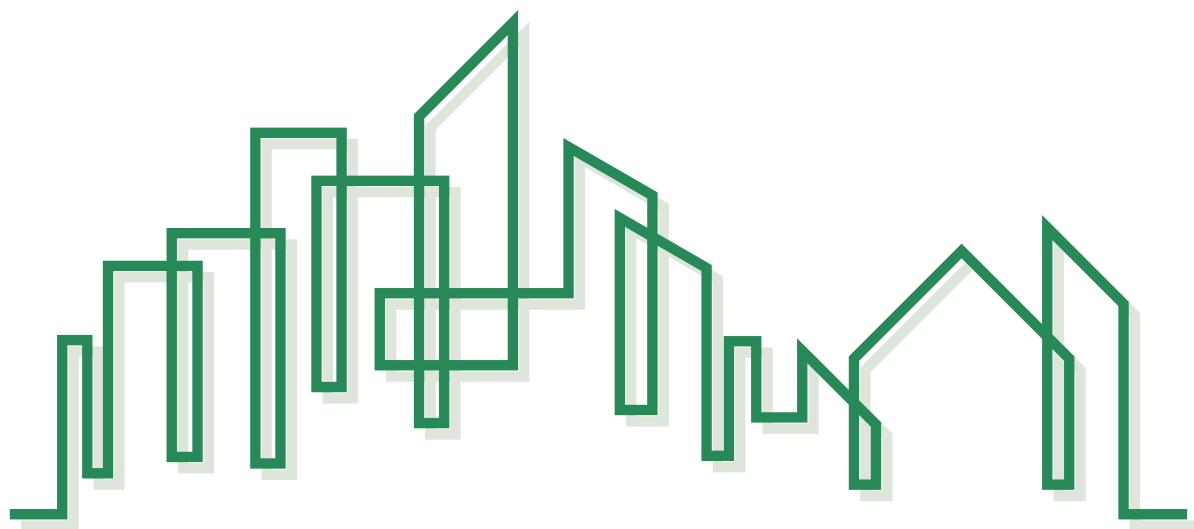
当協会は、県内経済界の主体的な活動により設立された社団法人を母体としており、

中小企業金融のセーフティネットとして期待されています。

迅速、適正かつ親身な信用保証業務はもとより、中小企業のライフステージ、

実情に応じた伴走支援により、当協会にしかできない金融と経営両面での切れ目のない

中小企業支援を実現します。



# 概要

信用保証協会は、法律に基づき設立された公的機関であり、中小企業融資に対する信用保証と経営支援を行うことにより中小企業の発展を支援する専門機関です。

## プロフィール

|                 |                                                        |
|-----------------|--------------------------------------------------------|
| 根 拠 法           | 信用保証協会法（以下「法」という。）                                     |
| 主 務 大 臣         | 内閣総理大臣及び経済産業大臣（法第 48 条）                                |
| 創 業 許 認 可 取 得   | 昭和 23 年 10 月 27 日                                      |
| 基 本 財 産         | 247 億円                                                 |
| 保 証 利 用 企 業 者 数 | 13,868 企業（保証利用率 41.71%）＊県内対象企業 33,245 企業（令和 3 年経済センサス） |
| 保 証 債 務 残 高     | 28,419 件 2,717 億円（令和 8 年 3 月 31 日時点）                   |
| 事 業 所 数         | 本所・6 支所                                                |

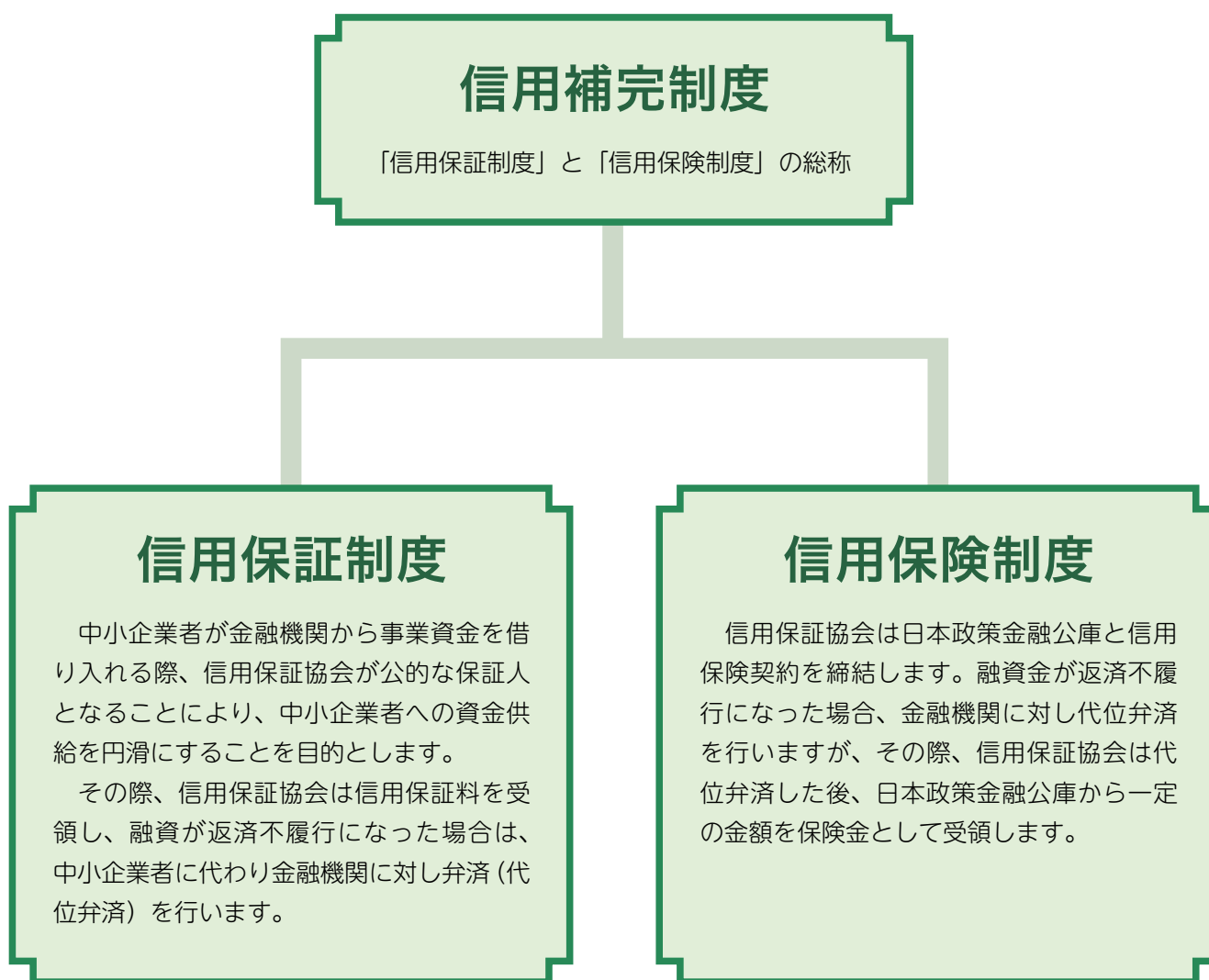
## 沿革

|         |           |                        |         |          |                               |
|---------|-----------|------------------------|---------|----------|-------------------------------|
| 昭和 24 年 | 12 月 26 日 | 財団法人岩手県信用保証協会<br>設立認可  | 昭和 41 年 | 8 月 5 日  | 福岡支所開設（現：二戸支所）                |
| 昭和 28 年 | 8 月 10 日  | 信用保証協会法公布              | 昭和 43 年 | 8 月 20 日 | 水沢支所開設（現：奥州支所）                |
| 昭和 29 年 | 6 月 16 日  | 岩手県信用保証協会組織変更<br>認可    | 昭和 47 年 | 4 月 1 日  | 福岡支所から二戸支所へ名称<br>変更           |
| 昭和 32 年 | 8 月 26 日  | 釜石支所開設                 | 昭和 52 年 | 1 月 13 日 | 本所事務所移転（県第二産業<br>会館）          |
| 昭和 34 年 | 3 月 5 日   | 一関支所開設<br>宮古支所開設       | 昭和 58 年 | 2 月 1 日  | オンラインシステム稼働                   |
| 昭和 36 年 | 12 月 1 日  | 大船渡出張所開設               | 昭和 58 年 | 4 月 1 日  | 久慈相談所開設                       |
| 昭和 37 年 | 7 月 19 日  | 本所事務所移転<br>（県産業会館 2 階） | 平成 7 年  | 7 月 7 日  | 本所事務所新築移転<br>（盛岡市長田町）         |
| 昭和 38 年 | 6 月 29 日  | 大船渡出張所から支所に昇格          | 平成 9 年  | 4 月 1 日  | 花巻、北上、遠野相談所開設                 |
|         |           |                        | 平成 18 年 | 2 月 20 日 | 水沢支所から奥州支所へ名称<br>変更           |
|         |           |                        | 平成 21 年 | 1 月 13 日 | 新オンラインシステム稼働<br>（GLOBALNEXTS） |
|         |           |                        | 平成 29 年 | 1 月 10 日 | 新オンラインシステム稼働<br>（COMMON）      |

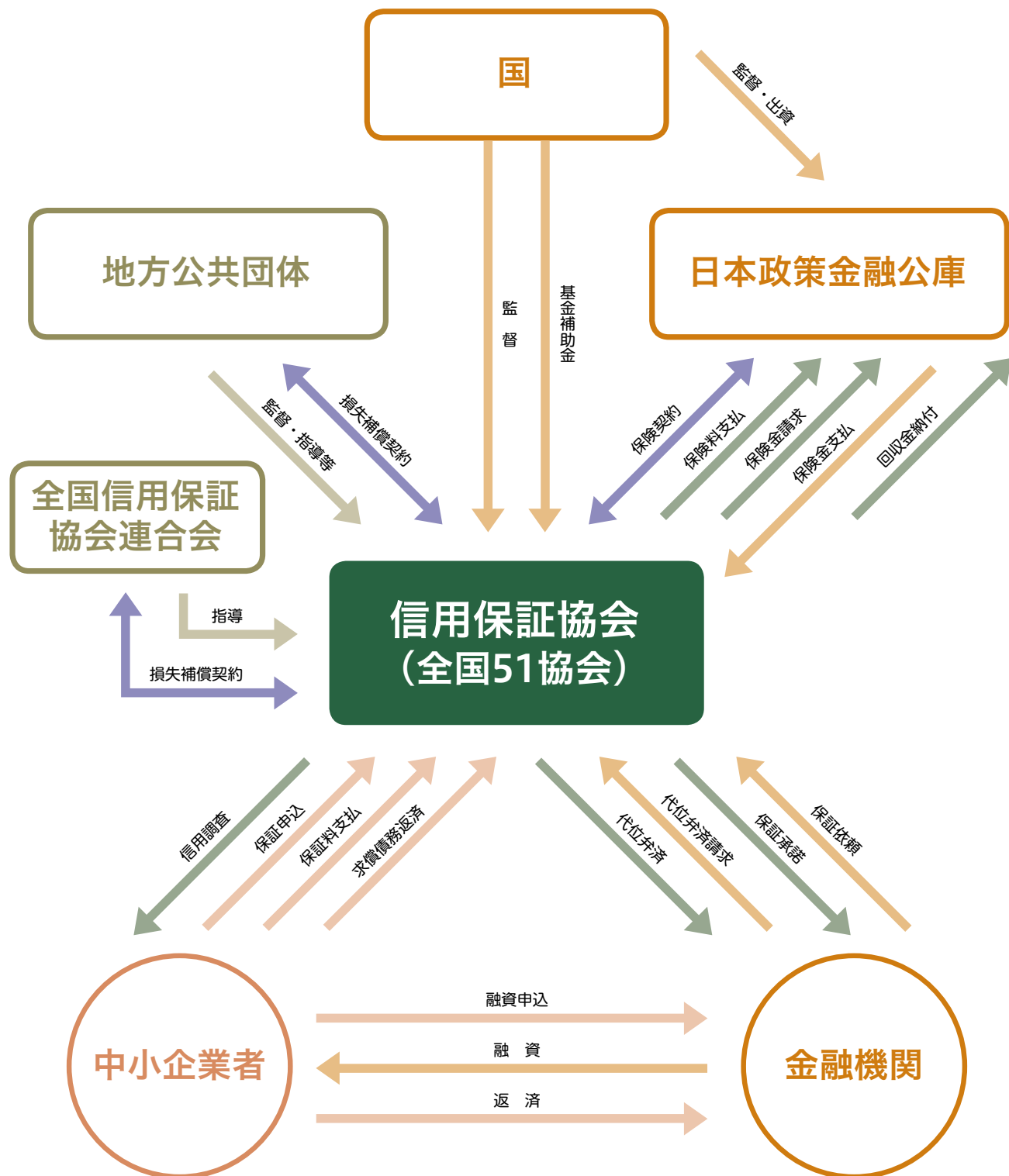
## \* 信用補完制度のしくみ

### 信用補完制度について

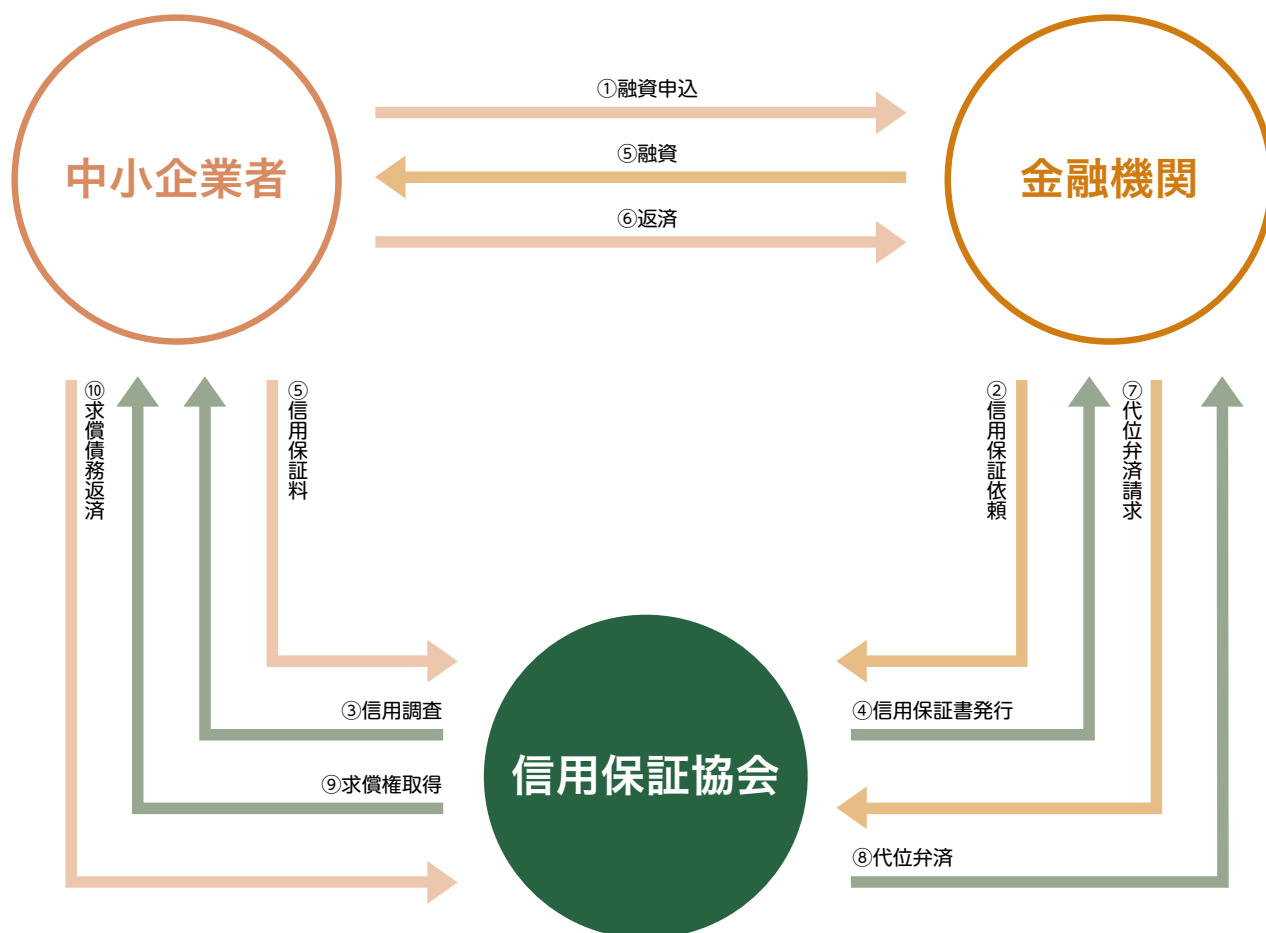
信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度と信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う信用保険制度の総称です。



## 信用補完制度の概略図



## 信用保証制度について



- ① 中小企業者は、金融機関に対し融資申込をします。
- ② 金融機関は、中小企業者の融資申込を受け付けし、信用保証協会に信用保証依頼をします。
- ③ 信用保証協会は、申込のあった中小企業者について信用調査をします。
- ④ 信用保証協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対し信用保証書を発行します。
- ⑤ 金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者には所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会へ納めていただきます。
- ⑥ 中小企業者は、融資を受けたときの返済条件によって、金融機関に借入金を返済します。
- ⑦ 中小企業者が何らかの事情で借入金の全額又は一部の返済ができなくなったとき、その額について金融機関は信用保証協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑧ 信用保証協会は、この請求に基づき、中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑨ 信用保証協会は、代位弁済により中小企業者に対する求償権を取得して債権者となります。
- ⑩ 中小企業者及びその連帯保証人は、信用保証協会に対して求償債務を返済していただくことになります。

## 信用保険制度について



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対する保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は、日本政策金融公庫に信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の 70% から 90% を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

## 責任共有制度について

平成 19 年 10 月 1 日から責任共有制度が導入されました。

責任共有制度とは、中小企業者が保証付融資を受ける際に信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的としたものです。

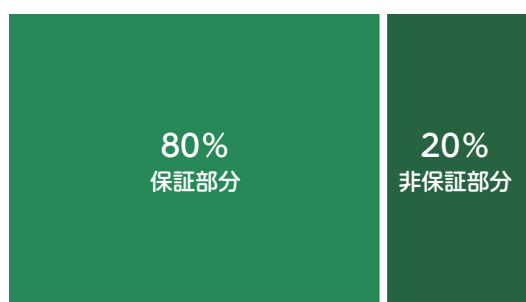
なお、創業向けの保証制度や経営安定関連保証の一部などは責任共有制度の対象から除外されます。

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 責任共有制度の概要 | <p>金融機関は、「部分保証方式」か「負担金方式」のいずれかの方法を選択しております。</p> <p>① 部分保証方式<br/>金融機関が行う融資額の一定割合を保証する方式</p> <p>② 負担金方式<br/>金融機関が過去の制度利用実績（代位弁済等実績率）に基づき一定の負担金を支払う方式</p>                                                                                                                                                       |
| 2 金融機関の負担割合 | <p>金融機関の負担割合は 20%となります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 3 対象除外となる保証 | <p>円滑な制度導入の観点から、当分の間、下記の制度については責任共有制度の対象除外となっております。</p> <p>① 小口零細企業保証制度<br/>② 経営安定関連特例保険（セーフティネット）1～4、6号<br/>③ 災害関連特例保険に係る保証<br/>④ 創業関連特例保険（再挑戦支援保証含む）、創業等関連特例保険に係る保証<br/>⑤ 特別小口保険に係る保証<br/>⑥ 事業再生保険に係る保証<br/>⑦ 求償権消滅保証<br/>⑧ 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）<br/>⑨ 危機関連保証<br/>⑩ 東日本大震災復興緊急保証<br/>⑪ 事業再生計画実施関連保証</p> |

## 責任共有制度における金融機関の負担部分のイメージ

### 部分保証の場合

保証時点



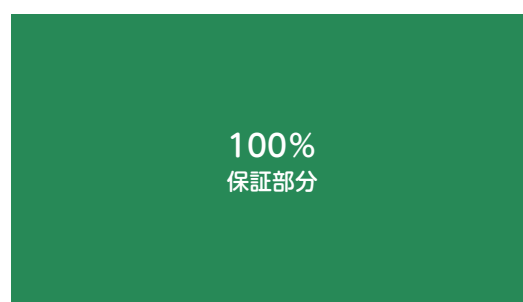
代位弁済時点



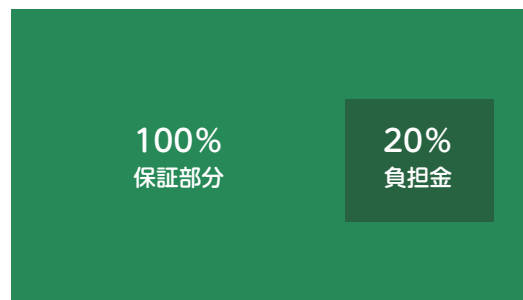
80%の部分について保証協会が代位弁済を行い、残りの20%については金融機関の負担となります。

### 負担金方式の場合

保証時点



代位弁済時点



保証協会が100%代位弁済を行いますが、金融機関は事後的に約20%の負担金を保証協会に支払うこととなります。

# \* 信用保証のご利用にあたって

## ご利用いただける方

### 1. 区域要件

岩手県内に事務所、店舗、工場等がある法人・個人又は住居地がある個人の中小企業者を対象としています。ただし、制度要綱等で定めがある場合は、その定めるところによります。

### 2. 企業規模

| 業 種                      | 資本金        | 常時使用する従業員数 |
|--------------------------|------------|------------|
| 製造業等（運輸倉庫業、建設業、旅行業等を含む。） | 3 億円以下     | 300 人以下    |
| 卸売業                      | 1 億円以下     | 100 人以下    |
| 小売業                      | 5,000 万円以下 | 50 人以下     |
| サービス業                    | 5,000 万円以下 | 100 人以下    |
| 医療法人                     | —          | 300 人以下    |

| 政令特例業種                                          | 資本金        | 常時使用する従業員数 |
|-------------------------------------------------|------------|------------|
| ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造器用並びに工業用ベルト製造業を除く。） | 3 億円以下     | 900 人以下    |
| ソフトウェア業・情報処理サービス業                               | 3 億円以下     | 300 人以下    |
| 旅館業                                             | 5,000 万円以下 | 200 人以下    |
| 旅行業                                             | 3 億円以下     | 300 人以下    |

※資本金又は常時使用する従業員数のいずれかが該当する場合は、ご利用いただけます。

※生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、従業員数に含まれません。

※組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、又はその構成員の 3 分の 2 以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

※医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人又は社団法人は、常時使用する従業員数が 300 人以下の場合は対象となります。

※特定非営利活動法人は、常時使用する従業員数が 300 人（小売業を主たる事業とする事業者については 50 人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 100 人）以下の場合は対象となります。

※製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

### 3. 業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。

ただし、農林・漁業、風俗営業飲食店（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのないものを除く。）、性風俗関連特殊営業、金融・保険業、学校法人、宗教法人等、その他中小企業信用保険法等において対象業種と認められない業種についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

## 信用保証の内容

### 1. 保証限度

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 個人・法人 | 2億8,000万円（無担保保証 8,000万円含む） |
| 組 合   | 4億8,000万円（無担保保証 8,000万円含む） |

※国の施策による特別な資金を対象にした保証については、制度ごとに別枠で限度額が定められています。

※上記保証限度額のうち、無担保保証の限度額は 8,000 万円です。

なお、無担保保証の限度額には、無担保無保証人保証の限度額 2,000 万円を含みますが、ご利用に際しては別途要件があります。（従業員数、居住要件、納税要件等）

### 2. 保証期間

|                                     |                                                                |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 普通保証                                | 運転資金は 5 年以内、設備資金は 15 年以内としております。<br>各保証制度等に定めがある場合は、その定めによります。 |
| 信用保証協会制度保証<br>県・市町村制度保証<br>国の施策制度保証 | それぞれの制度の定めによります。<br>（主な保証制度は P13 をご覧ください。）                     |

### 3. 資金使途

事業経営に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られており、次のような資金は対象となりません。

- ① 生活資金、住宅資金、投機資金
- ② 転貸資金（組合の転貸貸付を除く。）
- ③ 金融機関から直接借入れした資金（信用保証協会の保証がない融資金）を返済するための資金（信用保証協会が認めた場合を除く。）

### 4. 連帯保証人

必要となる場合があります。

ただし、次のような特別な事情がある場合を除き、法人代表者以外の連帯保証人は必要ありません。

- ① 実質的な経営権を有している者、経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合。
- ② 経営者本人の健康上の理由により、事業承継予定者が連帯保証人となる場合。
- ③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク

許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合。

個人事業主の場合は、連帯保証人は原則必要ありません。

なお、「経営者保証ガイドライン」等の趣旨を踏まえた経営者保証を不要とする取扱いや、保証料上乘せにより経営者保証を不要とする制度など、経営者保証を不要とする保証の推進に努めておりますので、詳細についてはお近くの保証担当部署までお問合せください。

## 信用保証料について

信用保証料は、中小企業者と信用保証協会との信用保証委託契約に基づき、信用保証協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくものです。

信用保証料は、信用保証協会が日本政策金融公庫に支払う信用保険料、代位弁済に伴う損失等、業務を運営する上で必要な費用に充当します。

### 1. 信用保証料率の弾力化

従来、原則一律であった信用保証料率が、平成 18 年 4 月から中小企業者の経営状況に応じた 9 区分の保証料率体系となりました。これを、保証料率の弾力化といいます。

### 2. 保証料率

| 区分          | ①     | ②     | ③     | ④     | ⑤     | ⑥     | ⑦     | ⑧     | ⑨     |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 責任共有対象制度(※) | 1.90% | 1.75% | 1.55% | 1.35% | 1.15% | 1.00% | 0.80% | 0.60% | 0.45% |
| 責任共有対象外制度   | 2.20% | 2.00% | 1.80% | 1.60% | 1.35% | 1.10% | 0.90% | 0.70% | 0.50% |

注：セーフティネット保証など政策的に配慮された保証制度は、一律の保証料率が適用されます。

また、県・市町村制度は、上記よりも一部低い保証料率体系となっております。

保証制度所定の保証料率は、P13 の「保証制度一覧」をご覧ください。

#### ※責任共有保証料率について

平成 19 年 10 月の責任共有制度導入に伴い、金融機関が 20%の責任を負う責任共有の対象制度には「責任共有保証料率」が適用となります。

一方、創業後間もない方や、厳しい経営環境にある方などのために創設された保証協会が 100%保証する一部の保証制度には、「責任共有外保証料率」が適用されます。

「責任共有保証料率」については、「融資金額に対する率」となっています。

ご利用になる金融機関が「負担金方式」「部分保証方式」のいずれの場合でも、お支払していただく保証料は同じになります。

※責任共有制度の詳細は、P8 をご覧ください。

### 3. 信用保証料率の決定

信用保証料率は、お客様の財務諸表（貸借対照表・損益計算書）の情報を中小企業信用リスク情報データベース（注 1）を用いて分析し、さらに非財務要因（注 2）を加味して決定します。

#### （注 1）（注 1） 中小企業信用リスク情報データベース（略称：CRD）とは

- 平成 13 年 3 月、中小企業庁が中心となり、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に信用保証協会を中心に創設された、中小企業に関する日本最大のデータベースです。
- 中小企業信用リスク情報データベースには、日本全国の中小企業者の財務データが保有されています。このデータに基づき、皆様の企業の信用リスクが算出されます。

#### （注 2） 非財務要因とは

- 全国 51 信用保証協会の共通の割引要因は、次のとおりです。
    - ・ 担保をご提供いただいた場合（なお、提供を受ける担保が企業価値担保権の場合については、割引を行いません。）
    - ・ 会計参与設置会社に対する割引
- 当該中小企業者から、会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合

# \* 信用保証制度のご案内

## 保証制度一覧（R8.7.1 現在）

### 主な保証協会制度

（責：責任共有）

| 制度名                        | 概 要                                                                                                                                                                  | 保証限度                                 | 保証期間                                | 保証利率（年）                                                                                                                                                                |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 普通保証                       | 一般的な事業資金を必要とする方                                                                                                                                                      | 280,000 千円                           | 運転 5 年以内<br>設備 15 年以内               | 責 0.45%～1.90%<br>セーフティネット保証<br>(1～4,6 号) 0.90%<br>(5,7,8 号) 責 0.80%                                                                                                    |
| 当座貸越根保証                    | 反復継続的、安定的に資金を必要とする方                                                                                                                                                  | 280,000 千円<br>50,000 千円以内は無担保        | 1 年間又は 2 年間<br>(期間延長可で最長 5 年又は 6 年) | 責 0.39%～1.62%                                                                                                                                                          |
| 事業者カードローン根保証               | カード等を用いて反復継続的、安定的に小口資金を必要とする方                                                                                                                                        | 無担保扱い<br>1,000 千円～20,000 千円          |                                     |                                                                                                                                                                        |
| 中小企業特定社債保証                 | 一定の要件を備え社債の発行により資金調達を必要とする方                                                                                                                                          | 有担保扱い 450,000 千円<br>無担保扱い 200,000 千円 | 7 年以内                               | 責 0.45%～1.90%                                                                                                                                                          |
| 流動資産担保融資保証                 | 売却債権・棚卸資産を担保に資金調達を必要とする方                                                                                                                                             | 200,000 千円                           | 根保証 1 年 個別保証 1 年以内                  | 責 0.68%                                                                                                                                                                |
| 経営力強化保証                    | 認定経営革新等支援機関の支援を受けて、自ら事業計画策定等を行い、資金を必要とする方                                                                                                                            | 無担保 80,000 千円<br>200,000 千円          | 運転 5 年以内 設備 7 年以内<br>借換を伴う場合 10 年以内 | 責 0.45%～1.75%<br>セーフティネット保証 (5 号) 責<br>0.80%<br>0.50%～2.00%                                                                                                            |
| 短期継続型保証「5ing」              | 一定の要件を具備し、一定期間短期資金を継続することにより、資金繰りの安定を必要とする方                                                                                                                          | 50,000 千円                            | 運転 1 年(1 年毎の借換により最長 5 年)            | 責 0.45%～1.90%                                                                                                                                                          |
| 社会課題解決推進型<br>短期継続保証「10ing」 | 一定の要件を具備し、一定期間短期資金を継続することにより、資金繰りの安定を必要とする方                                                                                                                          | 80,000 千円                            | 運転 1 年 (1 年毎の借換により最長<br>10 年)       | 責 0.25%～1.70%                                                                                                                                                          |
| エステート 30                   | 事業用不動産の取得等を必要とする方                                                                                                                                                    | 200,000 千円                           | 30 年以内                              | 責 0.35%～1.80%                                                                                                                                                          |
| 財務要件型無保証人保証                | 一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証を行うことにより、積極的な設備投資及び事業拡大に繋げる資金を必要とする方                                                                                                          | 無担保 80,000 千円<br>200,000 千円          | 一括 2 年以内<br>分割 7 年以内                | 責 0.45%～1.90%                                                                                                                                                          |
| 事業承継特別保証                   | 一定の要件を満たし事業承継において、経営者を含めて保証人を徴求せず資金を必要とする方                                                                                                                           | 無担保 80,000 千円<br>200,000 千円          | 一括 1 年以内<br>分割 10 年以内               | 責 0.45%～1.90%<br>一定要件を満たした場合<br>0.20%～1.15%<br>責 0.70%～2.35%<br>セーフティネット保証 (5 号)<br>責 1.05% or 1.25%<br>0.75%～2.65%<br>セーフティネット保証 (4 号)<br>1.15% or 1.35%<br>一部国から補助有り |
| 事業者選択型経営者保証非提供<br>促進特別保証   | 一定の要件を満たし経営者を含めて保証人を徴求せず資金を必要とする方                                                                                                                                    | 無担保 80,000 千円                        | 一括 1 年以内<br>分割 10 年以内               | 責 0.45%～1.90%<br>一部国から保証料補助有り<br>要件、申込年度によって補助率に<br>変動有り                                                                                                               |
| 協調支援型特別保証                  | 次の (1) または (2) のいずれかに該当する方<br>(1) 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の 1 割以上 (融資期間 12 か月以上) のフローパー融資を受けること。<br>(2) 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。 | 無担保 80,000 千円<br>200,000 千円          | 10 年以内                              | 責 0.45%～1.90%<br>一部国から保証料補助有り<br>要件、申込年度によって補助率に<br>変動有り                                                                                                               |
| モニタリング強化型特別保証制度            | 認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出して資金を必要とする方                                                                                             | 無担保 80,000 千円<br>200,000 千円          | 10 年以内                              | 責 0.45%～1.90%<br>一部国から保証料補助有り                                                                                                                                          |

### 災害等対応保証制度

| 制度名                      | 概 要                                                           | 保証限度           | 保証期間                   | 保証利率（年）                              |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------|----------------|------------------------|--------------------------------------|
| 東日本大震災復興緊急保証             | 東日本大震災により、経営の安定に資金が必要な方、または事業再生に資金を必要とする方                     | ①別枠 280,000 千円 | 10 年以内                 | 0.80%                                |
| 災害関係保証                   | 東日本大震災で直接被害を受けた方で、事業再生に資金を必要とする方                              | ②別枠 280,000 千円 | 運転 10 年以内<br>設備 15 年以内 | 0.70%                                |
| 経営安定関連保証<br>(セーフティネット保証) | 中小企業信用保険法第 2 条第 4 項各号のいずれかの規定に基づいた市町村の認定を有する方で経営の安定に資金を必要とする方 | ③別枠 280,000 千円 | 10 年以内                 | (1～4,6 号) 0.90%<br>(5,7,8 号) 責 0.80% |
| 危機関連保証                   | 突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の影響を受け、事業継続や経営の安定のための資金を必要とする方             | ④別枠 280,000 千円 | 10 年以内                 | 0.80%                                |

※県制度の中小企業東日本大震災復興資金も①に合算して限度額を計算します。

①＋②＋③＋④合算限度  
560,000 千円

普通保険・・・合算して 400,000 千円  
無担保保険・・・合算して 160,000 千円

②＋③合算限度  
280,000 千円

### 主な岩手県中小企業融資制度

| 制度名                       |         | 概 要                                       | 保証限度                                                                                                                                                         | 保証期間                                                 | 保証料率（年）                                                                               |                                                                                           |
|---------------------------|---------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商工観光振興資金保証                |         |                                           | 一般的な事業資金が必要とする方                                                                                                                                              | 運転 50,000 千円<br>設備 100,000 千円<br>(制度の上限は 100,000 千円) | 運転 10 年以内<br>設備 15 年以内                                                                | 責 0.45%～1.50%<br>セーフティネット保証<br>(1～4,6 号) 0.70%<br>(5,7,8 号) 責 0.60%                       |
| 中小企業経営者<br>総合安全衛生<br>資金保証 | 一般対策    | 経営の安定に支障をきたし、資金を必要とする方                    | 80,000 千円まで                                                                                                                                                  | 運転 15 年以内                                            | 責 0.45%～1.35%<br>0.50%～1.60%                                                          |                                                                                           |
|                           | 原油高対策   | 原油高の上昇の影響を受け、資金を必要とする方                    | セーフティネット保証は<br>別枠 80,000 千円                                                                                                                                  |                                                      |                                                                                       |                                                                                           |
|                           | 災害対策    | 災害救助法の適用対象となった災害の発生後、経営環境が悪化し資金を必要とする方    |                                                                                                                                                              |                                                      |                                                                                       |                                                                                           |
|                           | 経営力強化対策 | 認定経営革新等支援機関の支援を受けて、自ら事業計画策定等を行い、資金を必要とする方 | 80,000 千円                                                                                                                                                    |                                                      |                                                                                       |                                                                                           |
| 経営改善サポート                  |         | 支援機関の支援を受けながら、事業再生を図るための資金を必要とする方         | 80,000 千円<br>(他の対策資金併用の場合は合計 1 億 60,000 千円)                                                                                                                  | 15 年以内                                               | 責 0.60%<br>※保証付きの既借入金を借り<br>換える場合は 0.80%                                              |                                                                                           |
| 普通小口資金保証                  |         |                                           | 一般的な小口の資金を必要とする方                                                                                                                                             | 20,000 千円                                            | 運転 5 年以内 設備 7 年以内                                                                     | 責 0.45%～1.50%                                                                             |
| 小規模小口資金保証<br>(責任共有対象外)    |         |                                           | 小口の資金を必要とする方（従業員 20 人以下（商業、サービス業は 5 人以下））                                                                                                                    | 20,000 千円                                            | 運転 5 年以内 設備 7 年以内                                                                     | 0.45%～1.50%                                                                               |
| 特別小口資金保証                  |         |                                           | 所得税、事業税等を完納している小口の資金を必要とする方（従業員 20 人以下（商業、サービス業は 5 人以下））でこれ以外の保証債務残高がない方                                                                                     | 20,000 千円                                            | 運転 5 年以内 設備 7 年以内                                                                     | 0.70%<br>(N P O 法人は責 0.60%)                                                               |
| 育成資金保証                    |         |                                           | 資格・勤務経験等を生かし新たに事業を開始するための資金を必要とする方                                                                                                                           | 運転 20,000 千円<br>設備 40,000 千円（運転設備併用の場合は 40,000 千円以内） | 運転 10 年以内<br>設備 15 年以内                                                                | 責 0.45%～1.50%                                                                             |
| 創業資金保証                    |         |                                           | 事業を営んでいない個人により県内で新たに事業を開始するための資金を必要とする方                                                                                                                      | 運転 35,000 千円                                         | 運転・設備 10 年以内                                                                          | 創業関連保証 0.70%<br>責 0.45%～1.50%                                                             |
| 若者・女性創業支援資金保証             |         |                                           | 事業を営んでいない個人により県内で新たに事業を開始するための資金を必要とする方                                                                                                                      | 運転 10,000 千円                                         | 運転・設備 10 年以内                                                                          | 創業関連保証 0.00%<br>県及び当協会が保証料補給を実施するため自己負担無し                                                 |
| 中小企業成長<br>発展資金保証          | 成長応援資金  | 雇用増加、事業拡大、新分野への進出等のための資金を必要とする方           | 50,000 千円                                                                                                                                                    | 10 年以内                                               | 責 0.45%～1.50%<br>セーフティネット保証<br>(1～4,6 号) 0.70%<br>(5,7,8 号) 責 0.60%<br>経営革新関連保証 0.60% |                                                                                           |
|                           | 事業承継資金  | 円滑な事業承継のための資金を必要とする方                      | 80,000 千円                                                                                                                                                    | 10 年以内                                               | 責 3 年以内 2.10%<br>3 年超 10 年以内 2.30%                                                    |                                                                                           |
| 中小企業東日本大震災復興資金保証          |         |                                           | 東日本大震災により著しい被害を受け、経営の安定のために資金を必要とする方                                                                                                                         | 80,000 千円                                            | 15 年以内                                                                                | 0.80%                                                                                     |
| 経営者保証非提供促進資金保証            |         |                                           | 一定の要件を満たし経営者を含めて保証人を徴求せず資金を必要とする方                                                                                                                            | 80,000 千円<br>セーフティネット保証は<br>別枠で 80,000 千円            | 10 年以内                                                                                | 責 0.70%～1.95%<br>うち、経営者保証非提供に伴う上乗せ保証料は、0.25%又は 0.45%<br>～R9.3.31 申込分については、<br>国が 0.05%を補助 |
| 協調支援型特別資金                 |         |                                           | 次の（１）または（２）のいずれかに該当する方<br>（１）申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の 1 割以上（融資期間 12 か月以上）のフローパー融資を受けること。<br>（２）申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。 | 80,000 千円                                            | 10 年以内                                                                                | 責 0.45%～1.90%<br>一部国から保証料補助有り<br>要件、申込年度によって補助率に<br>変動有り                                  |

### 市町村制度

| 制度名           | 概 要             | 保証限度                                                                                                                                | 保証期間                  | 保証利率（年）                                                                                                    |
|---------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市町村中小企業振興資金保証 | 各市町村の要綱等に定める対象者 | 小口 12,500 千円<br>中口 37,500 千円<br>※小口・中口を合わせて<br>37,500 千円以内<br>経営安定 25,000 千円<br>開業 12,500 千円<br>※小口・中口・経営安定・開業を<br>合わせて 50,000 千円以内 | 運転 7 年以内<br>設備 10 年以内 | 責 0.45%～1.70%<br>特小 0.90%<br>(NPO 法人の特小は<br>責 0.80%)<br>セーフティネット保証<br>(1～4,6 号) 0.70%<br>(5,7,8 号) 責 0.60% |

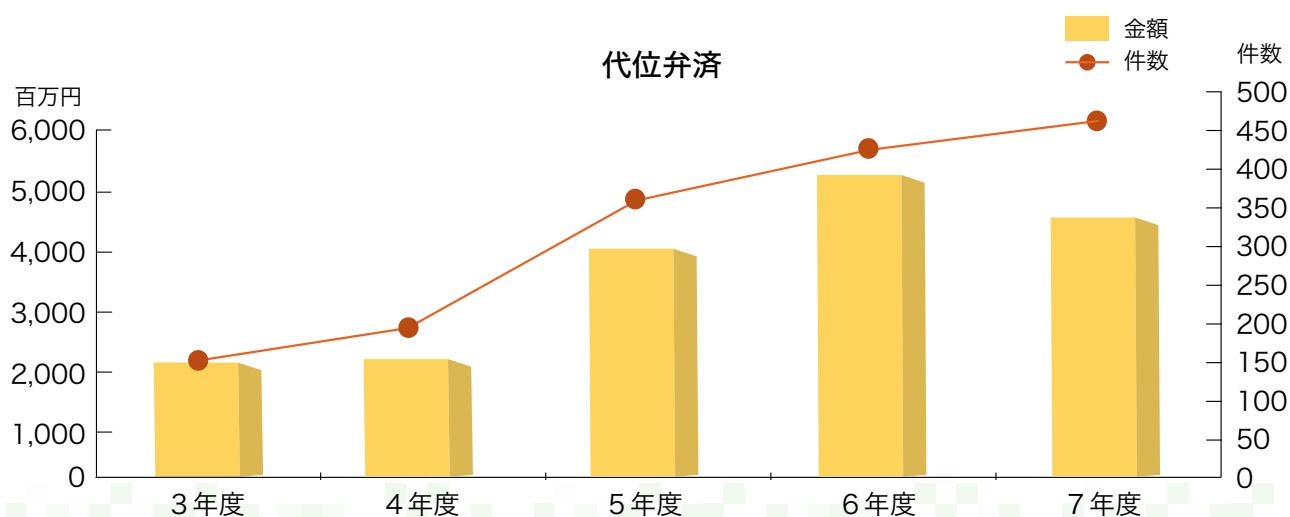
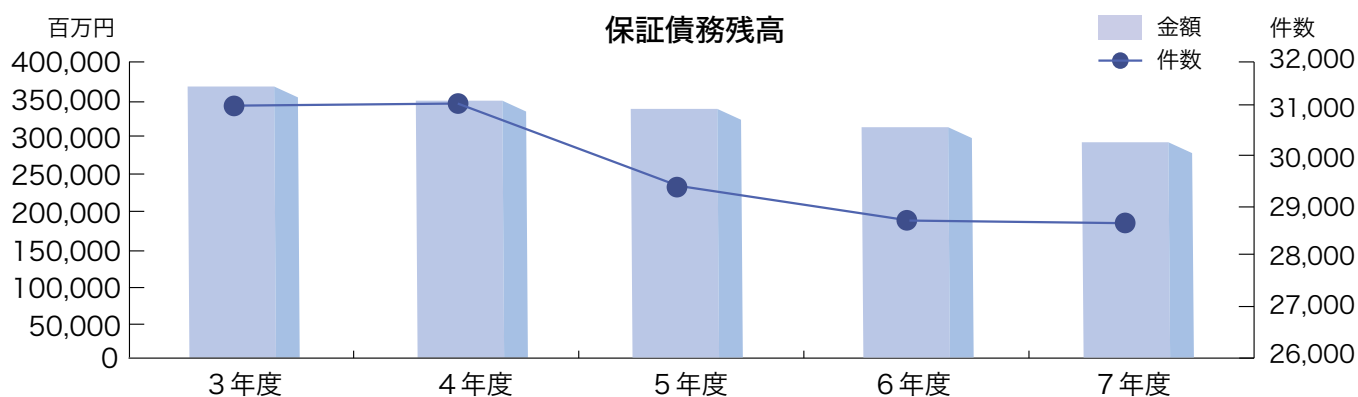
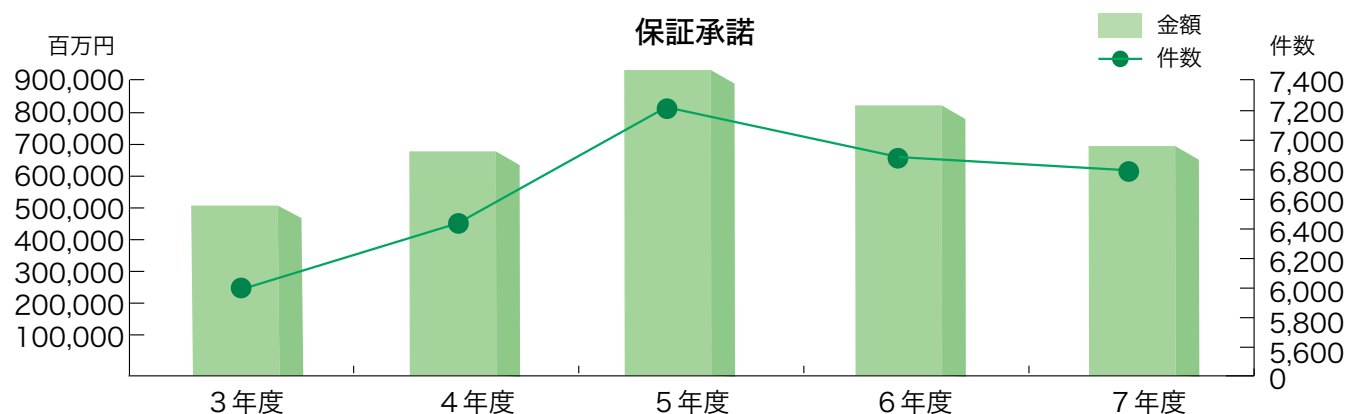
※市町村の融資制度についてのお問合せは、信用保証協会、各市町村、商工会議所、商工会の窓口へご相談ください。

## \* 信用保証業務の状況

### 保証承諾・保証債務残高・代位弁済の推移

(単位：千円)

| 年 度     | 保証承諾  |            | 保証債務残高 |             | 代位弁済 |           |
|---------|-------|------------|--------|-------------|------|-----------|
|         | 件 数   | 金 額        | 件 数    | 金 額         | 件 数  | 金 額       |
| 令和 3 年度 | 6,159 | 50,516,707 | 31,323 | 365,932,474 | 198  | 2,258,097 |
| 令和 4 年度 | 6,526 | 64,200,382 | 31,145 | 346,304,106 | 238  | 2,295,620 |
| 令和 5 年度 | 7,188 | 85,124,695 | 29,022 | 307,533,169 | 359  | 4,068,344 |
| 令和 6 年度 | 6,923 | 76,688,570 | 28,506 | 287,997,282 | 444  | 4,830,716 |
| 令和 7 年度 | 6,885 | 67,349,022 | 28,419 | 271,726,194 | 459  | 4,003,693 |

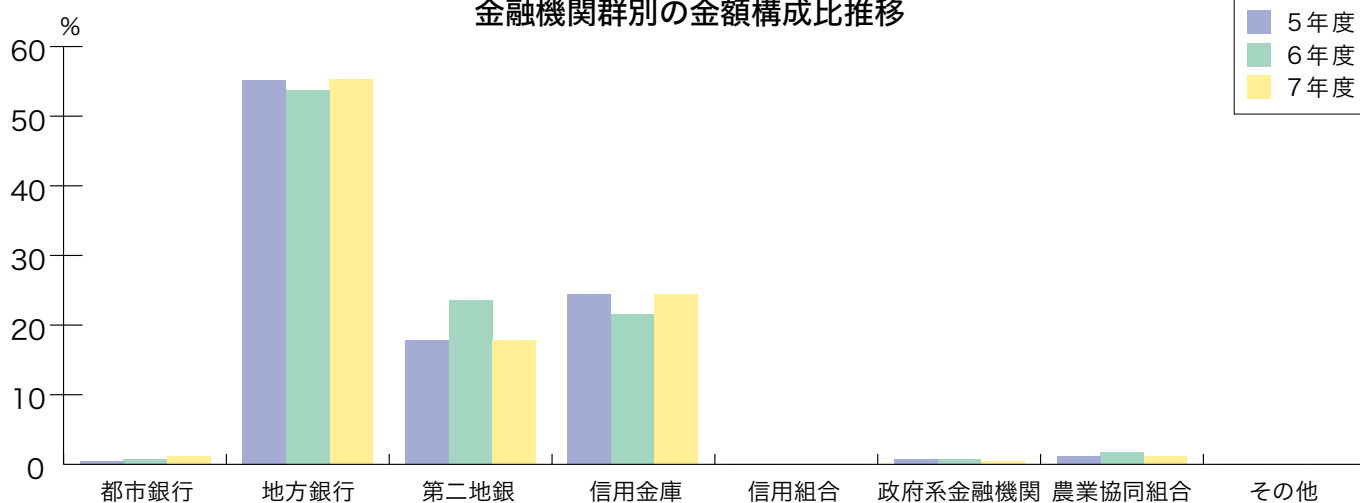


## 金融機関群別の保証承諾推移

(単位:百万円、%)

|         | 5 年度   |       |       | 6 年度   |       |       | 7 年度   |       |       |
|---------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
|         | 金 額    | 前期比   | 構成比   | 金 額    | 前期比   | 構成比   | 金 額    | 前期比   | 構成比   |
| 都 市 銀 行 | 100    | 15.6  | 0.1   | 168    | 167.6 | 0.2   | 200    | 119.4 | 0.3   |
| 地 方 銀 行 | 49,391 | 129.7 | 58.0  | 41,974 | 85.0  | 54.7  | 39,119 | 93.2  | 58.1  |
| 第二地方銀行  | 14,700 | 148.7 | 17.3  | 17,167 | 116.8 | 22.4  | 11,871 | 69.2  | 17.6  |
| 信 用 金 庫 | 20,429 | 134.5 | 24.0  | 16,919 | 82.8  | 22.1  | 15,907 | 94    | 23.6  |
| 信 用 組 合 | 23     | -     | 0.0   | 0      | -     | 0.0   | 0      | -     | 0.0   |
| 政府系金融機関 | 197    | 119.5 | 0.2   | 125    | 63.3  | 0.2   | 53     | 42.4  | 0.1   |
| 農業協同組合  | 284    | 114.7 | 0.3   | 337    | 118.6 | 0.4   | 199    | 59.1  | 0.3   |
| そ の 他   | 0      | -     | 0.0   | 0      | -     | 0.0   | 0      | -     | 0.0   |
| 合 計     | 85,125 | 132.6 | 100.0 | 76,689 | 90.1  | 100.0 | 67,349 | 87.8  | 100.0 |

## 金融機関群別の金額構成比推移

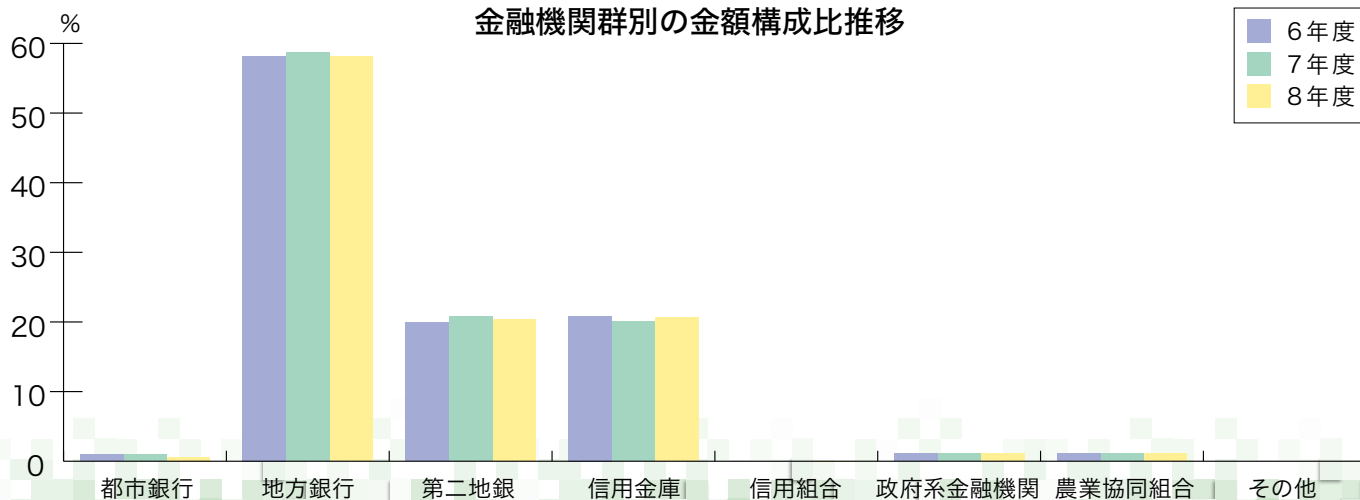


## 金融機関群別の保証債務残高推移

(単位:百万円、%)

|         | 5 年度    |      |       | 6 年度    |      |       | 7 年度    |      |       |
|---------|---------|------|-------|---------|------|-------|---------|------|-------|
|         | 金 額     | 前期比  | 構成比   | 金 額     | 前期比  | 構成比   | 金 額     | 前期比  | 構成比   |
| 都 市 銀 行 | 1,552   | 90.4 | 0.5   | 1,155   | 74.4 | 0.4   | 1,047   | 90.7 | 0.4   |
| 地 方 銀 行 | 179,941 | 89.1 | 58.5  | 168,765 | 93.8 | 58.6  | 158,929 | 94.2 | 58.5  |
| 第二地方銀行  | 60,142  | 86.6 | 19.6  | 57,332  | 95.3 | 19.9  | 53,805  | 93.8 | 19.8  |
| 信 用 金 庫 | 63,884  | 91.0 | 20.8  | 58,763  | 92.0 | 20.4  | 56,167  | 95.6 | 20.7  |
| 信 用 組 合 | 146     | 20.1 | 0.0   | 118     | 81.1 | 0.0   | 94      | 79.7 | 0.0   |
| 政府系金融機関 | 955     | 90.5 | 0.3   | 907     | 95.0 | 0.3   | 764     | 84.3 | 0.3   |
| 農業協同組合  | 914     | 85.2 | 0.3   | 958     | 95.4 | 0.3   | 920     | 96   | 0.3   |
| そ の 他   | 0       | -    | 0.0   | 0       | -    | 0.0   | 0       | -    | 0.0   |
| 合 計     | 307,533 | 88.8 | 100.0 | 287,997 | 93.6 | 100.0 | 271,726 | 94.4 | 100.0 |

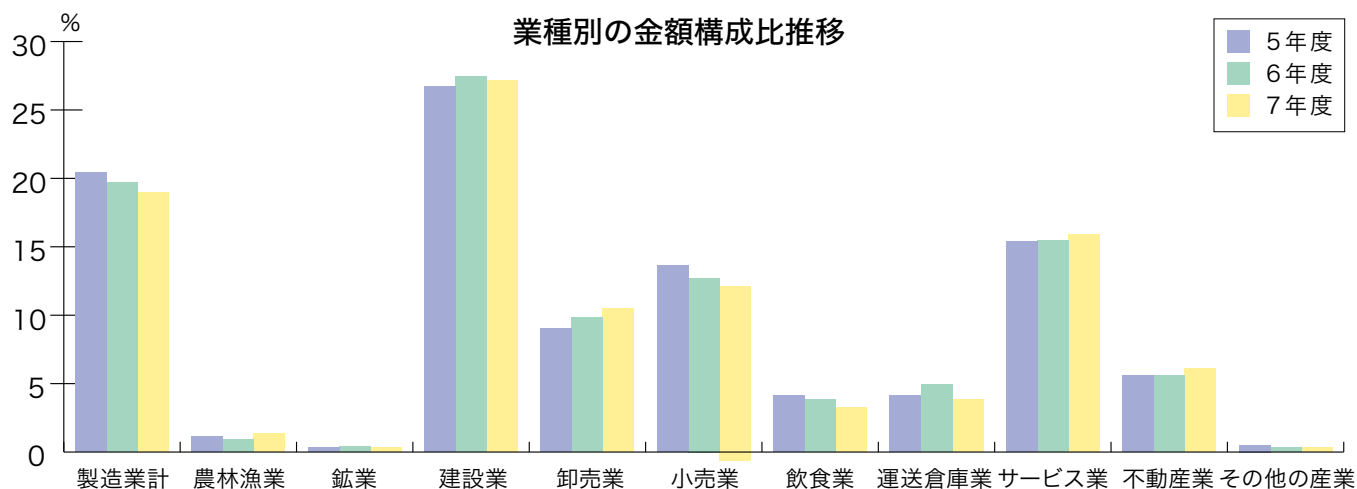
## 金融機関群別の金額構成比推移



## 業種別の保証承諾推移

(単位:百万円、%)

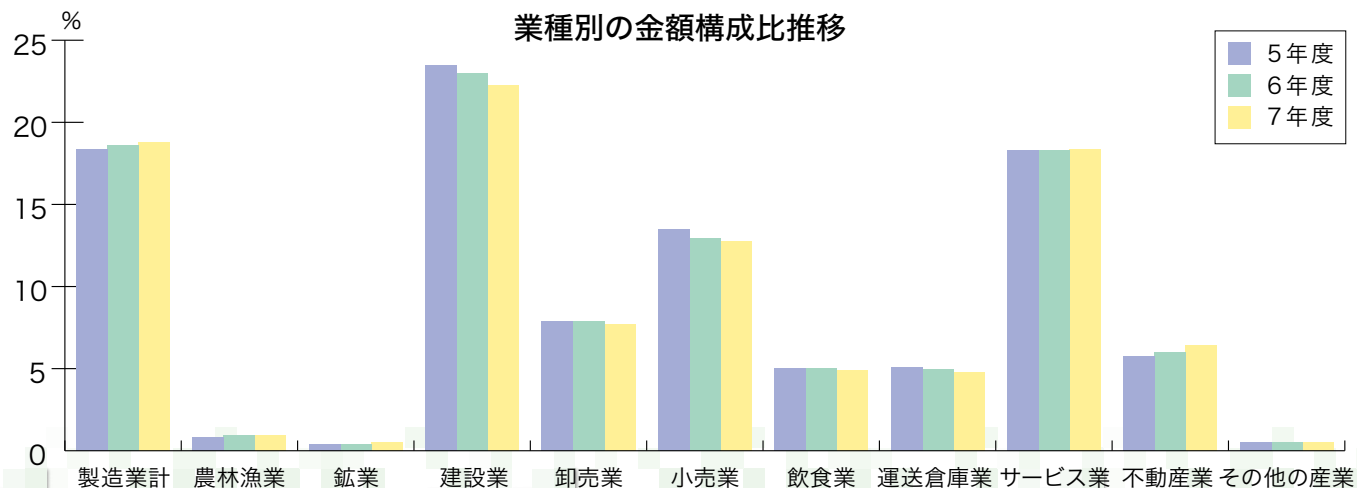
|             | 5 年度   |       |       | 6 年度   |       |       | 7 年度   |       |       |
|-------------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
|             | 金 額    | 前期比   | 構成比   | 金 額    | 前期比   | 構成比   | 金 額    | 前期比   | 構成比   |
| 製 造 業 計     | 17,308 | 148.9 | 20.3  | 14,704 | 85.0  | 19.2  | 12,703 | 86.4  | 18.9  |
| 農 林 漁 業     | 1,378  | 155.8 | 1.6   | 1,260  | 91.5  | 1.6   | 1,346  | 106.8 | 2.0   |
| 鉱 業         | 238    | 102.6 | 0.3   | 141    | 59.4  | 0.2   | 253    | 178.9 | 0.4   |
| 建 設 業       | 22,991 | 124.1 | 27.0  | 21,730 | 94.5  | 28.3  | 18,653 | 85.8  | 27.7  |
| 卸 売 業       | 7,288  | 124.9 | 8.6   | 7,012  | 96.2  | 9.1   | 6,745  | 96.2  | 10.0  |
| 小 売 業       | 10,884 | 124.6 | 12.8  | 8,838  | 81.2  | 11.5  | 7,230  | 81.8  | 10.7  |
| 飲 食 業       | 3,449  | 132.2 | 4.1   | 2,754  | 79.9  | 3.6   | 1,844  | 66.9  | 2.7   |
| 運 送 倉 庫 業   | 3,214  | 93.1  | 3.8   | 3,586  | 111.6 | 4.7   | 2,294  | 64    | 3.4   |
| サ ー ビ ス 業   | 12,902 | 149.6 | 15.2  | 11,722 | 90.9  | 15.3  | 10,662 | 91    | 15.8  |
| 不 動 産 業     | 5,057  | 142.7 | 5.9   | 4,600  | 91.0  | 6.0   | 5,340  | 116.1 | 7.9   |
| そ の 他 の 産 業 | 416    | 287.8 | 0.5   | 341    | 82.0  | 0.4   | 279    | 81.9  | 0.4   |
| 合 計         | 85,125 | 132.6 | 100.0 | 76,689 | 90.1  | 100.0 | 67,349 | 87.8  | 100.0 |



## 業種別の保証債務残高推移

(単位:百万円、%)

|             | 5 年度    |       |       | 6 年度    |       |       | 7 年度    |       |       |
|-------------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|
|             | 金 額     | 前期比   | 構成比   | 金 額     | 前期比   | 構成比   | 金 額     | 前期比   | 構成比   |
| 製 造 業 計     | 57,931  | 89.4  | 18.8  | 55,331  | 95.5  | 19.2  | 52,418  | 94.7  | 19.3  |
| 農 林 漁 業     | 3,254   | 98.8  | 1.1   | 3,324   | 102.2 | 1.2   | 3,470   | 104.4 | 1.3   |
| 鉱 業         | 1,315   | 77.2  | 0.4   | 1,216   | 92.4  | 0.4   | 1,242   | 102.2 | 0.5   |
| 建 設 業       | 68,051  | 86.1  | 22.1  | 62,834  | 92.3  | 21.8  | 58,038  | 92.4  | 21.4  |
| 卸 売 業       | 25,030  | 85.4  | 8.1   | 23,244  | 92.9  | 8.1   | 21,857  | 94    | 8.0   |
| 小 売 業       | 40,457  | 89.6  | 13.2  | 36,965  | 91.4  | 12.8  | 34,118  | 92.3  | 12.6  |
| 飲 食 業       | 16,643  | 94.5  | 5.4   | 15,528  | 93.3  | 5.4   | 14,176  | 91.3  | 5.2   |
| 運 送 倉 庫 業   | 15,957  | 85.6  | 5.2   | 14,412  | 90.3  | 5.0   | 12,949  | 89.9  | 4.8   |
| サ ー ビ ス 業   | 57,659  | 87.9  | 18.7  | 53,757  | 93.2  | 18.7  | 51,122  | 95.1  | 18.8  |
| 不 動 産 業     | 18,733  | 100.5 | 6.1   | 18,987  | 101.4 | 6.6   | 20,124  | 106   | 7.4   |
| そ の 他 の 産 業 | 2,503   | 99.3  | 0.8   | 2,401   | 95.9  | 0.8   | 2,212   | 92.1  | 0.8   |
| 総 合 計       | 307,533 | 88.8  | 100.0 | 287,997 | 93.6  | 100.0 | 271,726 | 94.4  | 100.0 |



## \* 令和7年度の事業概要

### 保証状況

当期の保証承諾は、67,349 百万円となり、前期比 87.8%と前期を下回り、目標額に対する達成率も 89.8%と下回りました。

保証債務残高は、271,726 百万円となり、前期比 94.4%と前期を下回り、目標額に対する達成率も 99.2%と下回りました。

保証債務平均残高は、277,572 百万円となり、前期比 93.4%と前期を下回り、目標額に対する達成率も 99.1%と下回りました。

(単位：百万円、件、%)

| 区 別         | 目標額     | 当 期    |         | 達成率  | 前 期    |         | 前期比  |      |
|-------------|---------|--------|---------|------|--------|---------|------|------|
|             |         | 件 数    | 金 額     |      | 件 数    | 金 額     | 件 数  | 金 額  |
| 保 証 承 諾     | 75,000  | 6,885  | 67,349  | 89.8 | 6,923  | 76,689  | 99.5 | 87.8 |
| 保 証 債 務 残 高 | 274,000 | 28,419 | 271,726 | 99.2 | 28,506 | 287,997 | 99.7 | 94.4 |
| 保証債務平均残高    | 280,000 | 28,404 | 277,572 | 99.1 | 28,634 | 297,090 | 99.2 | 93.4 |

### 被災企業支援の状況

東日本大震災で被災した企業には、当協会職員が直接面談して業況や必要な支援ニーズの確認等を行いながら、フォローアップを継続しています。

また、債権買取支援先については、産業復興相談センター及び東日本大震災事業者再生支援機構と連携してアフターフォローを行うなど、追加支援やエグジットファイナンス等の必要な支援を関係機関とも連携して実施しています。

#### 機構別債権買取支援企業数

| 譲渡先<br>(買取先)        | 支援実施<br>企業数累計 |
|---------------------|---------------|
| 岩手産業復興機構            | 104           |
| 東日本大震災事業者<br>再生支援機構 | 125           |
| 合 計                 | 229           |

#### 機構別エグジットファイナンス支援企業数、金額

(単位：百万円)

| 譲渡先<br>(買取先)        | 支援先のうちエグジットファイナンス支援 |       |
|---------------------|---------------------|-------|
|                     | 企業数                 | 保証承諾  |
| 岩手産業復興機構            | 69                  | 2,340 |
| 東日本大震災事業者<br>再生支援機構 | 23                  | 481   |
| 合 計                 | 92                  | 2,821 |

## 代位弁済及び求償権等の状況

当期の代位弁済は事故受付の減少により 4,004 百万円（前期比 82.9%）となりました。また、求償権等の回収（対債務者）は、518 百万円（同 83.8%）と前期を下回りました。

求償権の残高（対債務者）は、回収（対債務者）が減少したことから 45,590 百万円（同 103.1%）と前期を上回りました。

（単位：百万円、件、%）

| 期 別<br>区 分     | 計画額    | 当 期   |        | 計画比   | 前 期   |        | 前期比   |       |
|----------------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
|                |        | 件 数   | 金 額    |       | 件 数   | 金 額    | 件 数   | 金 額   |
| 代位弁済           | 4,000  | 459   | 4,004  | 100.1 | 444   | 4,831  | 103.4 | 82.9  |
| 求償権等回収<br>（元金） | 515    | 31    | 518    | 100.6 | 41    | 618    | 75.6  | 83.8  |
| 求償権残高          | 43,855 | 4,744 | 45,590 | 104.0 | 4,560 | 44,235 | 104.0 | 103.1 |

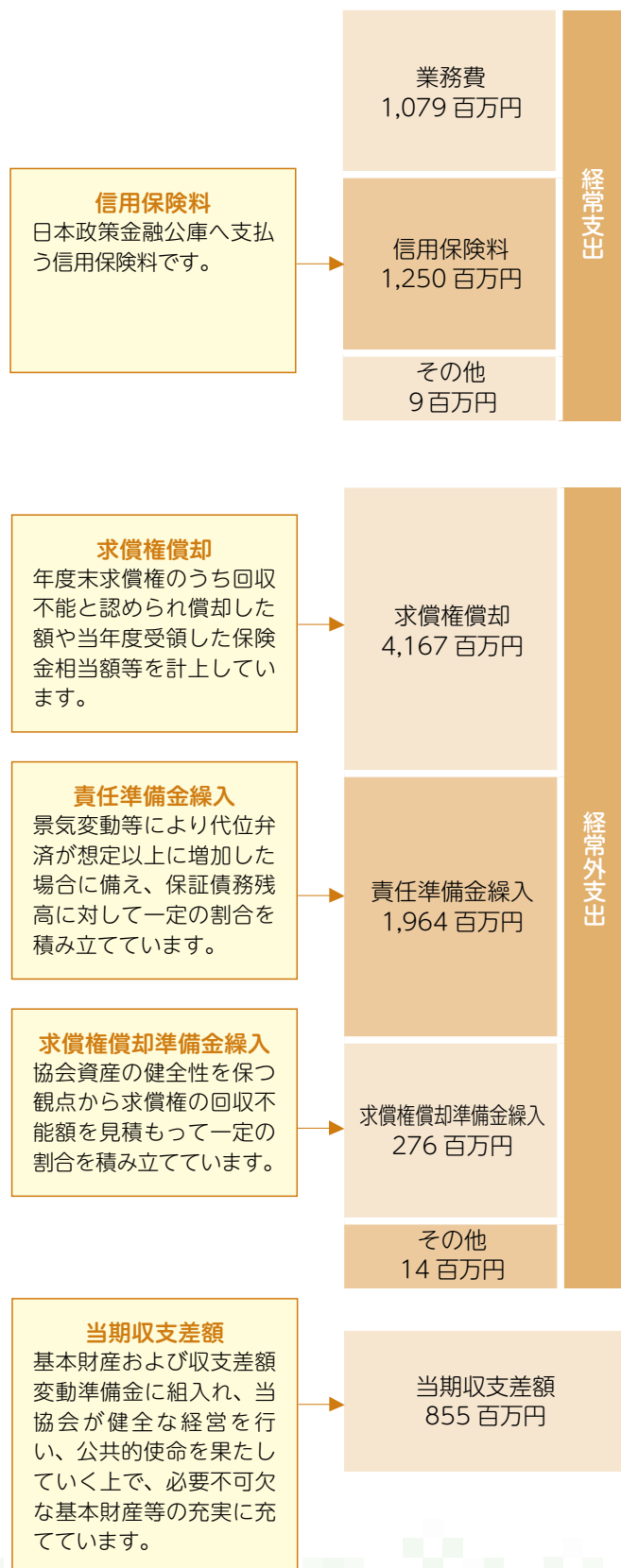
# 収支計算書 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：円)

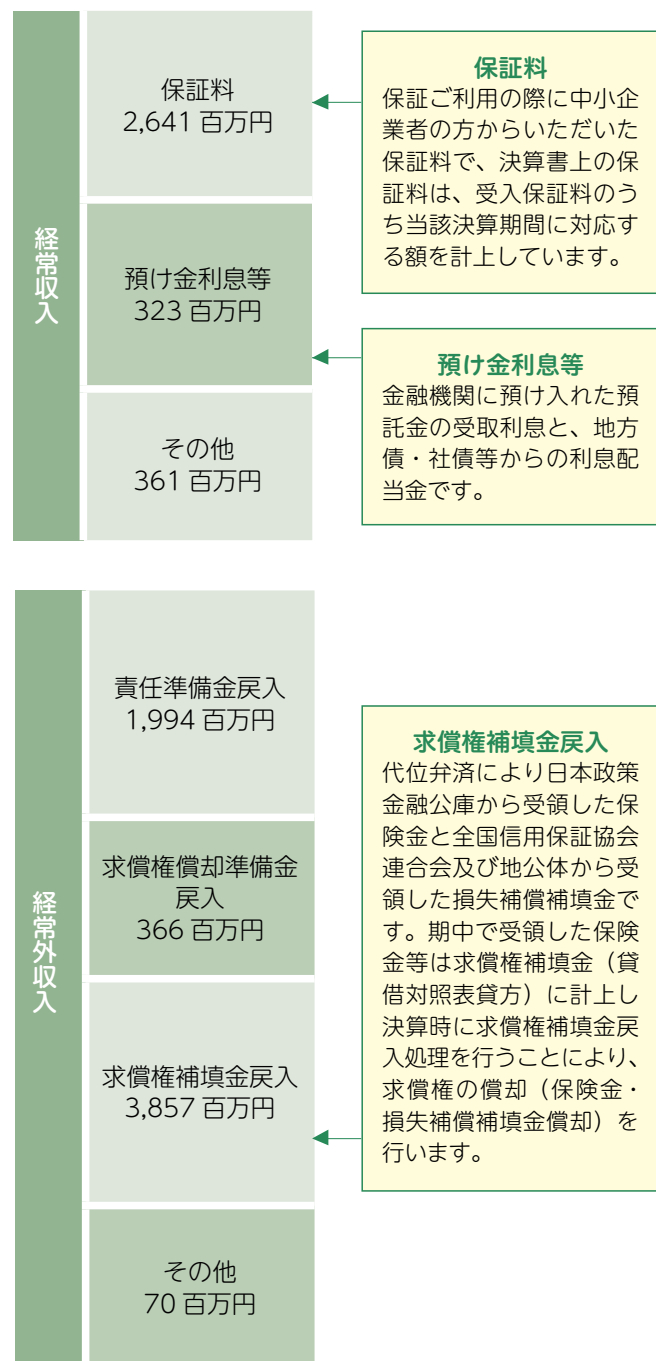
| 収 入          |               |
|--------------|---------------|
| 科 目          | 金 額           |
| 経常収入         | 3,325,454,668 |
| 保証料          | 2,641,359,672 |
| 預け金利息        | 10,685,477    |
| 有価証券利息・配当金   | 312,458,658   |
| 調査料          | 0             |
| 延滞保証料        | 0             |
| 損害金          | 13,781,483    |
| 事務補助金        | 30,640,633    |
| 責任共有負担金      | 292,051,000   |
| 雑収入          | 24,477,745    |
| 経常支出         | 2,337,613,172 |
| 業務費          | 1,079,031,677 |
| 借入金利息        | 0             |
| 信用保険料        | 1,249,814,165 |
| 責任共有負担金納付金   | 0             |
| 雑支出          | 8,767,330     |
| 経常収支差額       | 987,841,496   |
| 経常外収入        | 6,287,888,880 |
| 償却求償権回収金     | 70,320,104    |
| 責任準備金戻入      | 1,994,216,297 |
| 求償権償却準備金戻入   | 366,378,942   |
| 求償権補てん金戻入    | 3,856,973,537 |
| 保険金          | 3,403,413,933 |
| 損失補償補てん金     | 453,559,604   |
| 補助金          | 0             |
| その他収入        | 0             |
| 経常外支出        | 6,420,804,915 |
| 求償権償却        | 4,167,077,193 |
| 譲受債権償却       | 0             |
| 有価証券償却       | 0             |
| 雑勘定償却        | 8,072,248     |
| 退職金          | 5,252,499     |
| 責任準備金繰入      | 1,964,022,373 |
| 求償権償却準備金繰入   | 276,070,188   |
| その他支出        | 310,414       |
| 経常外収支差額      | △ 132,916,035 |
| 制度改革促進基金取崩額  | 0             |
| 収支差額変動準備金取崩額 | 0             |
| 当期収支差額       | 854,925,461   |
| 収支差額変動準備金繰入額 | 427,000,000   |
| 基本財産繰入額      | 427,925,461   |

## 収支計算書の用語説明

### 支 出



### 収 入



## 貸借対照表（令和8年3月31日現在）

(単位：円)

| 借 方      |                 |
|----------|-----------------|
| 科 目      | 金 額             |
| 現金       | 0               |
| 現金       | 0               |
| 小切手      | 0               |
| 預け金      | 5,238,004,703   |
| 当座預金     | 0               |
| 普通預金     | 3,806,352,645   |
| 通知預金     | 0               |
| 定期預金     | 1,430,000,000   |
| 郵便貯金     | 1,652,058       |
| 金銭信託     | 0               |
| 有価証券     | 35,735,540,758  |
| 国債       | 0               |
| 地方債      | 17,788,658,159  |
| 社債       | 17,938,483,667  |
| 株式       | 2,000,000       |
| 受益証券     | 0               |
| その他有価証券  | 0               |
| 新株予約券    | 0               |
| 再生ファンド出資 | 6,398,932       |
| 動産・不動産   | 1,039,012,092   |
| 事業用不動産   | 880,599,545     |
| 事業用動産    | 158,412,547     |
| 所有動産・不動産 | 0               |
| 損失補償金見返  | 1,973,206,164   |
| 保証債務見返   | 271,726,194,074 |
| 求償権      | 921,698,287     |
| 譲受債権     | 0               |
| 雑勘定      | 664,024,910     |
| 仮払金      | 18,778,238      |
| 保証金      | 20,000          |
| 厚生基金     | 12,499,950      |
| 連合会勘定    | 0               |
| 未収利息     | 61,510,032      |
| 未経過保険料   | 571,216,690     |
| 合 計      | 317,297,680,988 |

| 貸 方           |                 |
|---------------|-----------------|
| 科 目           | 金 額             |
| 基本財産          | 24,730,524,659  |
| 基金            | 9,507,430,695   |
| 基金準備金         | 15,223,093,964  |
| 制度改革促進基金      | 0               |
| 収支差額変動準備金     | 9,783,466,581   |
| 責任準備金         | 1,964,022,373   |
| 求償権償却準備金      | 276,070,188     |
| 退職給与引当金       | 484,133,526     |
| 損失補償金         | 1,973,206,164   |
| 保証債務          | 271,726,194,074 |
| 求償権補てん金       | 0               |
| 保険金           | 0               |
| 損失補償補てん金      | 0               |
| 借入金           | 0               |
| 長期借入金         | 0               |
| 内公庫分          | 0               |
| 短期借入金         | 0               |
| 内公庫分          | 0               |
| 収支差額変動準備金造成資金 | 0               |
| 雑勘定           | 6,360,063,423   |
| 仮受金           | 3,981,834       |
| 保険納付金         | 82,844,459      |
| 損失補償納付金       | 7,614,681       |
| 未経過保証料        | 6,263,860,759   |
| 未払保険料         | 1,036,383       |
| 未払費用          | 725,307         |
|               |                 |
|               |                 |
|               |                 |
|               |                 |
|               |                 |
|               |                 |
|               |                 |
|               |                 |
|               |                 |
| 合 計           | 317,297,680,988 |

## 財産目録（令和8年3月31日現在）

(単位：円)

| 資 産     |                 |
|---------|-----------------|
| 科 目     | 金 額             |
| 現金      | 0               |
| 預け金     | 5,238,004,703   |
| 金銭信託    | 0               |
| 有価証券    | 35,735,540,758  |
| その他有価証券 | 0               |
| 動産・不動産  | 1,039,012,092   |
| 損失補償金見返 | 1,973,206,164   |
| 保証債務見返  | 271,726,194,074 |
| 求償権     | 921,698,287     |
| 譲受債権    | 0               |
| 雑勘定     | 664,024,910     |
|         |                 |
| 合 計     | 317,297,680,988 |

| 負 債      |                 |
|----------|-----------------|
| 科 目      | 金 額             |
| 責任準備金    | 1,964,022,373   |
| 求償権償却準備金 | 276,070,188     |
| 退職給与引当金  | 484,133,526     |
| 損失補償金    | 1,973,206,164   |
| 保証債務     | 271,726,194,074 |
| 求償権補てん金  | 0               |
| 借入金      | 0               |
| 雑勘定      | 6,360,063,423   |
|          |                 |
|          |                 |
|          |                 |
| 合 計      | 282,783,689,748 |
| 正味資産     | 34,513,991,240  |

## 貸借対照表の用語説明

| 借 方                                                                        |                                             | 貸 方                           |                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>現金・預け金</b><br>保証の利用を促進するため及び代位弁済の支払い準備資産等として金融機関へ預け入れしています。             | 現金・預け金<br>5,238 百万円                         | <b>基本財産</b><br>24,731 百万円     | <b>基本財産</b><br>一般企業の資本金に相当します。県市町村からの出捐金、金融機関からの負担金及び収支差額の累積額から成り立っています。                    |
| <b>有価証券</b><br>安全・有利な運用を行うため地方債・社債等を保有しています。                               | 有価証券<br>35,736 百万円                          | <b>収支差額変動準備金</b><br>9,783 百万円 | <b>収支差額変動準備金</b><br>収支に欠損が生じた場合や、急激な保証増加により、基本財産の増強が必要となった場合に備えて、協会の経営を安定させるために積み立てておくものです。 |
|                                                                            |                                             | <b>責任準備金</b><br>1,964 百万円     |                                                                                             |
|                                                                            |                                             | <b>求償権償却準備金</b><br>276 百万円    |                                                                                             |
| <b>求償権</b><br>決算書上の求償権は、代位弁済した金額から回収金ならびに償却分（保険金償却、損失補償金償却、自己償却分）を控除した額です。 | 不動産等<br>1,039 百万円<br><br>求償権<br>922 百万円     | <b>退職給与引当金</b><br>484 百万円     |                                                                                             |
|                                                                            |                                             | <b>損失補償金</b><br>1,973 百万円     |                                                                                             |
| <b>未経過保険料</b><br>日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度に係る部分を計上しています。                   | 未経過保険料<br>571 百万円<br><br>その他<br>273,792 百万円 | <b>未経過保証料</b><br>6,264 百万円    | <b>未経過保証料</b><br>受領した保証料のうち当該決算期間を除いた未経過分（次年度以降に係る保証料）を計上しています。                             |
|                                                                            |                                             | <b>未払保険料</b><br>1 百万円         |                                                                                             |
|                                                                            |                                             | <b>その他</b><br>271,821 百万円     |                                                                                             |

### ◆基本財産とは

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するものです。

信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受けることができる保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の 46.6 倍（定款倍率）と定めています。

したがって、中小企業者等の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

### ◆基本財産の構成

基本財産は、①基金、②基金準備金で構成されています。

①基金は、県市町村からの拠出である出捐金と金融機関等負担金で構成されています。

②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

# ＊ 経営諸計画の取組みへの評価

## 令和7年度経営計画の評価

### 1. 業務環境

#### (1) 地域経済及び中小企業の動向

令和7年度の県内経済は、社会経済活動がコロナ禍からの正常化が進む一方で、不安定な国際社会情勢の影響も大きく、雇用情勢については業種別の動きにばらつきが見られた。少子高齢化や人口減少の進展等もあり弱含みで推移した。経済活動の中心となる個人消費については物価動向の影響を受けやすい状況が続いたものの、ドラッグストアやスーパーが牽引し、持ち直しの動きが見られた。原材料価格の上昇で住宅着工は減少したが、生産活動は持ち直し基調を維持し、総じて緩やかな回復局面となった。

#### (2) 中小企業向け融資の動向

日本銀行等の資料によれば、金融機関の貸出残高は前年を上回った。令和6年3月のゼロ金利政策解除後の段階的な政策金利引上げに伴い、地元金融機関においても短期プライムレート引上げられ、資金調達金利は上昇傾向で推移している。

#### (3) 岩手県内中小企業の資金繰り状況

日本銀行盛岡事務所の令和8年3月の短観業況判断DⅠ（全産業ベース）における県内企業の資金繰り状況はマイナス6ポイント（令和7年12月調査：マイナス5ポイント）であり、依然として資金繰りがやや厳しい状況にある。

#### (4) 岩手県内の雇用情勢

岩手労働局の発表によれば、岩手県の令和7年度平均の有効求人倍率は1.12倍で、前年度（1.19倍）を0.07ポイント下回った。

### 2. 重点課題について

#### (1) 保証部門

##### ア 必要十分な信用供与

(ア) 短期継続型保証「5ing」（年度計211件3,184百万円、件数前年比88.7%、金額前年比119.7%）、「10ing」（年度計43件1,412百万円、件数前年比390.9%、金額前年比306.9%）等、償還力に応じた各種保証制度を活用し、資金繰り面の不安を軽減し、経営改善、事業再構築に向けた、積極的な信用保証に取り組んだ。

(イ) 金融機関との連携を強化し、連携支援協調パッケージ（年度計506件11,407百万円、件数前年比123.7%、金額前年比137.6%）の利用を推進。プロパー融資と協会付融資との適切なリスク分担に努めた。

(ウ) 協調支援型特別保証制度（年度計410件6,484百万円）による金融支援等、金融機関と連携した経営課題解決のための支援体制の構築に努めた。

(エ) 企業訪問等（年度延べ1,940回）により事業性、将来性の理解に努め、事業継続に必要な資金の積極的な支援を行った。

##### イ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立

経営者保証の提供を不要とする協会の取組みを、金融機関および企業へ周知し活用を促進した。経営者保証を付さない保証のうち、事業者選択型206件2,260百万円（件数前年比198.1%、金額前年比186.2%）の取扱いを推進し、経営者保証改革プログラムの趣旨に沿った企業支援に努めた。

## ウ 業務効率化による経営資源の集中

保証プロセス等見直し委員会で業務の見直しと効率化を議論し、「信用保証料分割納入・承諾書」を新設（信用保証料管理事務処理要領の一部改正、7年10月1日実施）、関係人預金口座への差押・仮差押時の事務処理の簡素化（期中・求償権管理事務処理要領の一部改正、7年10月1日実施）及び代位弁済審査委員会の廃止（同、8年4月1日実施）を行った。

認証付電子保証書については、令和8年3月に岩手銀行が取扱いを開始し、県内全金融機関で実施となった。

## エ ニーズに応える保証制度の創設

保証制度検討委員会にて、新制度創設および既存制度の改正を検討し、短期継続型保証「Sing」の利用要件の拡充を行った（短期継続型保証「Sing」実施要領の一部改正、8年4月1日実施）。また、SDGs関連の提携新制度の創設について、岩手銀行と協議を継続した。

## （2）経営支援部門

### ア 経営支援・再生支援の強化

#### （ア） コロナ禍で過大な債務を負った企業への支援

- a コロナ関連資金利用企業等のうち、財務内容が厳しく経営支援の必要性が高いと思われる企業に対し「プッシュ型」で支援を行った。

上期を集中実施期間とし、扱店にヒアリングを行った上で、161先を訪問、うち88先に金融支援や経営支援を行った。

- b 支援時は、企業が資金繰りの不安なく経営改善に取り組めるよう、資金繰表等で状況を確認しながら支援を行った。

- c 支援を行う際は、経営課題の的確な把握に向けて、令和6年12月に本格導入した「仮説・課題設定シート」をベースに、「業種別支援の着眼点」や業種別審査事典等を活用し、課題を整理・共有した上で支援を行った。

#### <専門家派遣実施状況> ※オンラインによるリモート開催も含む。

|         | 派遣実施企業数 | 派遣による企業訪問回数 |
|---------|---------|-------------|
| 令和7年度   | 46 企業   | 延べ 286 回    |
| (令和6年度) | (52 企業) | (延べ 364 回)  |

#### （イ） 創業から成長、再生（再チャレンジ）、事業承継に至る企業のライフステージに応じた伴走支援

- a 協会独自の創業セミナーを開催し、16名が参加した。

また、東北経済産業局主催のインキュベーター向けイベントに公的支援機関として参加したほか、自治体や商工団体が開催する創業スクールへの講師出席や後援も行った。

- b 創業案件は、創業者と面談を実施し、必要に応じて日本政策金融公庫との協調支援に努めた。

創業後のフォローアップはDMでのニーズ把握を行い、希望者には岩手県よろず支援拠点への相談同席等連携して支援を行った。

- c 事業承継は、企業訪問先でニーズが確認できた7企業に対し、中小企業基盤整備機構東北本部と連携した個社支援や岩手県事業承継・引継ぎ支援センターへの相談同席等を行った。

また、事業承継ネットワークから事業承継診断の協力依頼を受け、7月までに集中実施し、10企業から回答得て同ネットワークに提出した。

- d 活性化協議会が関与した実質的債権放棄を伴う再生案件3件（第二会社方式2企業、不等価譲渡1企業）について、金融機関とも連携し計画の合意成立に至った。

また、活性化協議会への相談持込みは15件（直接12件、間接3件）の実績となった。

#### <活性協の対応内容（持込後）>

| 窓口相談（一次対応） | プレ再生等検討 | 405 事業 |
|------------|---------|--------|
| 4          | 3       | 8      |

(ウ) 東日本大震災で被災した企業等への継続的支援

- a 岩手県産業復興相談センター及び東日本大震災事業者再生支援機構（以下「震災支援機構」という。）による債権買取企業及び被災企業に対し企業訪問によるフォローアップを実施した。

＜被災企業に対する訪問実績＞

|         | 買取企業    |           | 買取以外の被災企業 |           |
|---------|---------|-----------|-----------|-----------|
|         | 訪問企業数   | 訪問回数      | 訪問企業数     | 訪問回数      |
| 令和7年度   | 27 企業   | 延べ 99 回   | 89 企業     | 延べ 207 回  |
| (令和6年度) | (12 企業) | (延べ 23 回) | (27 企業)   | (延べ 77 回) |

- b 債権買取企業のエグジットは、震災支援機構の支援期間終了も見据え、一定の件数・金額となった。

＜エグジットファイナンス 保証承諾実績＞

|         | 企業数    | 保証承諾金額      |
|---------|--------|-------------|
| 令和7年度   | 6 企業   | 83,577 千円   |
| (令和6年度) | (1 企業) | (11,000 千円) |

※ エグジットファイナンス資金には、両機構への返済資金のほかに、必要な運転資金等も含まれる場合がある。

(エ) 効果的な経営支援手法の深化

- a 経営支援の効果検証について、経営支援事業効果検証実施要領に基づき、必要データの蓄積および効果検証の試行を進めている。

現行経営支援スキームの一層の効果発現に向け、保証を含む経営支援における支援候補先の抽出（ターゲティング）の整理を行った。

- b 支援候補先企業の現状、仮説、課題等を「仮説・課題設定シート（令和6年12月より正式運用開始）」に落とし込み、支所回覧には内部用イントラシステムのワークフローを活用し効率化を図った。

グループウェア内で「月刊 経営支援！」を毎月発行し、経営支援に関する情報を協会内で横展開した。

また、各部署の好事例を共有する経営支援取組事例審査会を開催し経営支援マインドの醸成を図った。さらに当協会が中小企業基盤整備機構東北本部と連携した実例を用いた「事業承継成果発表会兼研修会」を開催し、実例の横展開とノウハウ等の共有を進めた。

(オ) 関係機関との連携協調体制の強化

- a いわて中小企業事業継続支援センター会議等を通じ、自治体・商工団体等と情報交換を行った。また、国、県および支援機関の支援施策や補助金情報は随時グループウェアで協会全体に共有した。

商工団体、金融機関および行政機関等との情報交換会を保証協会が事務局として開催（奥州、久慈）したほか、経産局主催の「二戸地域における支援機関の連携深化ワークショップ」に参加し、活性化協議会や商工団体等と課題や目線合わせを行い、連携を強化した。

FVC-Tohoku が設立した Tohoku ライフサイエンス・インパクトファンドに対し 1.5 百万円追加出資し、累計 7 百万円となった（出資約束額上限 10 百万円）。

よろず支援拠点と連携し、協会職員をよろず相談窓口にはトレーニー（外部コーディネーター）として派遣した。

活性化協議会、岩手県事業承継・引継ぎ支援センター、岩手県よろず支援拠点の三機関連携会議にオブザーバーとして参加した。

中小企業基盤整備機構東北本部と連携した事業承継支援および岩手県工業技術センターと連携した製造業に対する支援に着手した。

(3) 期中管理部門

ア 正常化、事業継続に向けた金融機関と連携した早期期中管理の対応

(ア) 業績悪化の兆候の早期把握

内部管理用「延滞・事故保証債務ランク別実態報告書」を活用し金融機関と情報共有を行い、延滞企業の

実態と事業継続の方向性把握に努め、年度計 3,324 件 55,099 百万円（件数前年比 112.7%、金額前年比 116.7%）の返済緩和等の条件変更による金融支援を行った。

返済緩和の条件変更 1 回目の企業については、金融機関同行で企業訪問等を行い実態把握に努めた。

（イ） 条件変更を繰り返している事業者への対応

金融機関と連携し、改善意欲や改善計画の進捗状況などを確認しつつ、活性化協議会への相談持込みなど、他の支援機関の活用も含めた支援を行った。

#### （４） 回収部門

##### ア 適切な対応による回収

（ア） 代位弁済回避が困難で、定列入金及び担保処分が見込まれる先について、期中段階の交渉に回収当事者が同席。令和 7 年度は 32 先（前年度 31 先）の交渉に同席し、代位弁済後の初動対応に繋げた。

（イ） 関係人死亡、行方不明等で入金や交渉が途絶えている先について、相続調査を顧問弁護士に 3 先（前年度 1 先）、居住確認をオリファサービス債権回収株式会社ほかに 12 先（前年度 12 先）依頼し、弁済交渉に加え、求償金請求訴訟を行った。

（ウ） 担保売却促進のため、競売不動産売却情報をホームページに 5 先（前年度 24 先）掲載し、情報提供を行った。

（エ） 管理再生課回収担当 4 名及び沿岸 3 支所各回収担当に対し、回収見込・回収方針についてのヒアリングを年 2 回実施した。

##### ＜法的手続＞

|               | 件 数            |
|---------------|----------------|
| 求 償 金 請 求 訴 訟 | 16 件（前年度 12 件） |
| 支 払 督 促       | 7 件（ // 11 件）  |
| 不 動 産 競 売     | 11 件（ // 13 件） |
| 債 権 差 押、仮 差 押 | 10 件（ // 8 件）  |
| そ の 他         | 0 件（ // 0 件）   |
| 合 計           | 44 件（ // 44 件） |

##### イ 企業、個人への再生支援

（ア） 求償権消滅保証等の主担当者を置き、事業継続中の事業者 109 先を抽出（その中から調査対象 8 先を抽出）し、企業訪問により決算書を徴求する等実態把握を行ったが、対象先の業績悪化等により求償権消滅保証による事業再生は実現できなかった。業況悪化先の存在や求償権消滅保証以外の企業再生手法の広まりにより、求償権消滅保証による再生見込先数は減少傾向にあるが、引き続き対象の抽出および実態調査を継続する。

（イ） 一定期間定列入金が継続されている求償権関係人について、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインを活用し、29 件（前年度 11 件）、40,290 千円（前年度 17,800 千円）を回収し、連帯保証債務の免除に応じた。

（ウ） 「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理の申出先 9 先（前年度 3 先）に対し、活性化協議会等が関与する再生計画に従い保証債務を免除した。

##### ウ 求償権管理の効率化に向けた体制整備

（ア） 管理事務停止について、267 件、2,199 百万円を処理した。（前年度 291 件、2,613 百万円）

求償権整理については、244 件、1,941 百万円を処理した。（前年度 120 件、1,335 百万円）

（イ） 新たな回収ノウハウ獲得のため、当協会顧問弁護士を講師とする勉強会を開催。また、石川県信用保証協会の視察を受け入れ、管理回収に関する情報交換を行い業務の参考とした。

（ウ） 民間ベンダー提供の官報破産者情報データベース（Web 版）の導入と官報公告検索業務のデジタル化に

より、求償権管理業務を効率化した。

## (5) その他間接部門

### ア 組織の活性化

- (ア) 全般に渡りプロセス、会議の合理化、効率化、廃止等の検討リストを作成し見直しを実施。削減や不要代替できるものは廃止するとともに、諸手続きの電子化や実態に即した諸規定の改正等を進めた。
- (イ) 風通しの良い職場づくりに関する情報を不断に収集し、内部用イントラシステム内の問合せスペースを活用して双方向の情報共有を図った。また管理職を対象にハラスメントのない職場風土の醸成に向け顧問社労士を講師とする研修を実施。将来を見据えた若手職員の育成を図るべく、既成概念にとらわれない議題で当協会の中長期的な方向性を模索する「ネクストフューチャープロジェクト」を組成した。
- (ウ) 県内中小企業・小規模事業者の支援ニーズに対応可能な人材育成のため、一般職員研修等において経営支援・事業承継支援業務に精通した講師を招き、実務的で即効性のある研修を企画・実施した。

### イ デジタル化の推進

- (ア) 役職員のデジタル・リテラシーの底上げに向け「Systemnews」の発行を行った。またIT・情報セキュリティ等に関する資格取得奨励制度を制定するとともに、生成AIの本格稼働開始に合わせ、ユースケースの展開を図りながら利用拡大を推進するとともに情報セキュリティ関連諸規定の改定を行った。
- (イ) 保証申込手続きの電子化について、未実施の金融機関に積極的に働きかけ5金融機関より申込を受付し、次年度より稼働する予定である。
- (ウ) 外部ベンダーと協働し、不正アクセスリスク低減を目的に、業務用端末にデータを保存しないシンクライアント環境へ移行を行った。

### ウ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会勢力排除の徹底

- (ア) コンプライアンス態勢の維持・強化を図るため、コンプライアンス・プログラムに基づきコンプライアンス委員会及びコンプライアンス担当者会議を各4回開催した。
- (イ) 反社会的勢力の介入防止に関する警察庁作成資料を岩手県暴力団追放推進センターから提供を受け、コンプライアンスマガジン別冊として各部署に共有した。加えて同センター発行の「暴追いわて」を年2回社内イントラネットに掲示し、反社会的勢力関連情報の共有を図った。
- (ウ) 不祥事等の発生リスク低減のため、日常モニタリング活動確認シートおよびコンプライアンス・チェックシートを活用し、定期的に浸透状況を確認。結果を周知することで職員の倫理意識向上を図った。
- (エ) 管理職を対象にハラスメント研修を実施し、コンプライアンスおよびメンタルヘルスへの理解を深めた。また、コンプライアンスマガジンを23号まで発行し、コンプライアンスの啓発に努めた。
- (オ) 個人情報保護のため、個人データ取扱点検を年間計画に基づき全部署で各4回実施。検査室で点検状況を集約、確認し、コンプライアンス委員会等で結果の共有を図った。
- (カ) 定期検査時に各部署管理職員へコンプライアンスに関するヒアリングを実施し、「個人データ持ち出し届出書」、「機器・記録媒体等持出使用簿」等による管理の実施状況について確認した。

## 3. 事業計画について

当協会の令和7年度の事業概況は、全体として1件当たりの取扱金額が小口化したことなどから、保証承諾は6,885件673億4,900万円余で、対前年度比は件数で99.5%、金額で87.8%、目標達成率は89.8%といずれも下回った。

保証債務残高は28,419件2,717億2,600万円余で、対前年度比は件数で99.7%、金額で94.4%、目標達成率は99.2%といずれも下回った。

代位弁済は459件40億300万円余で、対前年度比は件数で103.4%、金額で82.9%、計画額に対しては100.1%となった。回収は、5億1,800万円余(対債務者元金)、前年度比で83.7%、計画に対しては97.5%といずれも下回った。

#### 4. 収支計画について

年度経営計画に基づき業務の適正な運営と経営の効率化に努めた結果、当期収支差額は 8 億 5,400 万円余（前年度比 113.4%）となった。

この収支差額の処理については、4 億 2,700 万円余を収支差額変動準備金に、残額を基金準備金に繰入処理を行った。

#### 5. 財務計画について

自己造成による基本財産の造成を図ることとしていることから基金の増加はなく、当期収支差額は 8 億 5,400 万円余のうち 4 億 2,800 万円余を基本財産に繰入れした結果、令和 7 年度の基本財産は、247 億 3,000 万円余（前年度比 101.8%）となった。

### ●外部評価委員会の意見等

#### 【保証部門】

- ・「協調支援型特別保証制度」及び「連携支援協調パッケージ」の利用を促進し、金融機関との一層の連携強化に取り組み、リスク分担と企業の経営課題解決のための支援体制構築に努めたことを評価します。
- ・事業者のニーズを把握し、関係機関とも連携を図りながら、より利便性の高い保証制度や、地域・社会課題の解決に資する制度の創設に取り組むとともに、併せて既存制度の見直しを進めることを期待します。

#### 【経営支援部門】

- ・「仮説・課題設定シート」の活用や、支援先候補を主体的に抽出することにより、経営支援の実効性向上に取り組んでいることを評価します。
- ・国際情勢や物価高騰により、一層厳しい経営環境におかれている企業が多いことから、今後さらに貴協会が主体となって、他の機関と連携した支援に着手する等、金融・経営両面の一体型支援を行うことを期待します。

#### 【期中管理部門】

- ・金融機関との連携により、条件変更等の「正常化支援」に取り組み、資金繰り支援や延滞企業の実態把握に努めたことを評価します。
- ・金融機関及び関係機関との連携強化を通じて、経営状況の変化の予兆を早期に把握する取組みを積極的に進めることを期待します。

#### 【回収部門】

- ・一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインを活用し、連帯保証人の生活維持と債権回収の両立を図ったことを評価します。
- ・求償権管理業務のデジタル化を進め、業務効率化を一層図ることを期待します。

#### 【その他間接部門】

- ・信用保証申込の電子化については、5 金融機関より稼働申込を受けていることを評価し、引続き、

利用機関の増加や生成 AI の利用拡大を含めたデジタル化の推進に向けて積極的に取り組むことを期待します。

- ・令和 7 年度のコンプライアンス・プログラムに基づき、研修や情報共有によりコンプライアンスの啓発活動に取り組んでいることを評価し、今後も生成 AI 導入等の環境変化に応じた活動を継続していくことを期待します。

## ＊ 業務の取組み

### 関係機関との連携

#### 1. 金融機関との連携

県内中小企業の金融の円滑化と経営力向上のための経営支援を推進するため、各金融機関との連携の強化が極めて重要との認識のもと、毎年、以下の会議や研修会等を実施し、コミュニケーションを深めています。

#### 金融懇談会、業務推進懇談会

金融機関ごとに本部営業統括部門（役員を含む。）との金融懇談会、本支所ごとに管轄内の各支店長を対象とした業務推進懇談会を開催し、県内中小企業の金融の円滑化と経営支援の連携をお願いするとともに、中小企業の金融情勢や経営支援の取組みについて情報交換を行っています。

#### 勉強会

各金融機関の店舗ごとに、保証や期中管理の取扱いに係る留意点等について随時勉強会を実施し、信用保証への理解と中小企業金融に対する連携の協力をお願いするとともに、金融機関の担当者との信頼関係の強化に努めています。

| 年 度     | 実施回数 |
|---------|------|
| 令和 3 年度 | 13   |
| 令和 4 年度 | 11   |
| 令和 5 年度 | 31   |
| 令和 6 年度 | 32   |
| 令和 7 年度 | 35   |

#### 地域中小企業応援キャンペーン

県内中小企業者及び創業者に対し地域金融機関との連携による積極的な保証をもって応援することで、地域経済の活性化と地方創生に寄与すること、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を目指すことを目的とした「地域中小企業応援キャンペーン」を実施しました。

令和 7 年度は、期間を 7 月 1 日から 12 月 26 日までとし、金融機関との連携強化のための「連携支援協調パッケージ」や「協調支援型特別保証」、創業者のための「創業者に対する保証」、経営者保証に依存しない融資慣行の確立のための「経営者保証を付さない保証」等に対し制度利用ポイントを設定したほか、安定した中小企業への保証支援を継続する上での一定の企業数の維持を図るために利用企業者数ポイントを設定の上実施しました。特にご協力をいただきました各グループの上位店舗合計 32 店舗を表彰させていただきました。



## 協会業務研修会

協会業務と中小企業への支援スタンス等をより深くご理解いただくため、地元金融機関の中堅融資・渉外担当者を対象とした「協会業務研修会」を実施しております。

令和7年度は、9名の方に参加いただきました。

## 2. 商工団体との連携

### 商工会議所、商工会の経営指導員との連携

各保証担当部署において、管内の商工会議所、商工会の経営指導員との情報交換会を実施し、コミュニケーションを深め連携を強化しています。

## 3. 4機関による創業連携

創業者の相談窓口の拡大や資金調達、創業計画書の策定に適切に対応が出来るよう、岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会、株式会社日本政策金融公庫及び当協の4機関が連携し、創業フォローアップセミナーを共催しています。

## 企業支援活動

県内中小企業は、コロナ禍の影響に加え、原材料や人件費等のコスト上昇で厳しい経営環境におかれています。

当協会では、企業訪問により直接経営者の方々と対話することにより、それぞれの企業の悩みや必要としている支援をお聞きし、専門家派遣等の当協会独自の支援に加え、他の支援機関等との連携も含め最適と思われる各種支援の提供を行っています。

また、東日本大震災で被災した企業に対しても、継続的な企業訪問を通じて業況やご要望等を確認し、実情に応じた支援を実施しています。

### 1. 被災企業への支援

保証担当部署と経営支援課が連携して被災企業を直接訪問し、現況や要望をお聞きした上で、関係機関とも連携・調整を図り、返済緩和や資金調達への対応など必要な支援を実施しました。東日本大震災被災企業への訪問実績は下記のとおりです。

#### ※令和7年度 東日本大震災被災企業への訪問実績

| 企業数    | 延べ訪問回数 |
|--------|--------|
| 116 企業 | 306 回  |

#### ※二重債務問題への対応

東日本大震災の被災企業は、震災前の借入金を抱えたまま事業再開に必要な資金を新たに借入せざるを得ない状況となり、いわゆる「二重債務」問題が発生することになりました。

この二重債務問題解消のため、岩手産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構による債権買取の仕組みが作られ、震災前の借入金を両機構が一時的に買い取ることにより、被災企業の返済負担の軽減が図られました。

当協会でも債権買取に迅速かつ適切に対応するとともに、事業再開のための資金への保証対応も行うことで、被災企業の復旧・再生支援に積極的に取り組んできました。

現在は、両機構が買い取った債権を企業が買い戻すエグジットファイナンスにも積極的に対応しています。

#### 岩手産業復興機構による買取決定案件

|             |                            |
|-------------|----------------------------|
| 令和7年度末までの累計 | 110 企業（うち信用保証協会関与先 104 企業） |
|-------------|----------------------------|

#### 東日本大震災事業者再生支援機構による支援決定案件（岩手県内）

|             |                            |
|-------------|----------------------------|
| 令和7年度末までの累計 | 167 企業（うち信用保証協会関与先 125 企業） |
|-------------|----------------------------|

### 2. コロナ禍等の影響を受けた企業への支援

コロナ禍やコスト上昇等の影響を受け、厳しい経営環境におかれているお客様と当協会が直接面談し、必要としている金融支援や経営支援を提供しています。

| 面談企業数  | 支援実施（注） |
|--------|---------|
| 161 企業 | 88 企業   |

（注）支援内容は、返済条件の変更や新規保証などの金融支援と、経営課題解決のための専門家派遣などの経営支援の合計です。

### 3. 専門家派遣事業

企業の経営課題解決のため、専門家派遣を行っています。

専門家派遣の際は、当協会職員が同行し、専門家による支援がより効果的になるような独自のサポートも実施しています。

なお、専門家派遣の際には、取引金融機関にも可能な限り同行していただき、お客様の事業改善の取り組みに理解を深めていただいています。

| 年 度     | 利用企業数 | 派遣訪問回数 |
|---------|-------|--------|
| 令和 7 年度 | 46 企業 | 286 回  |

## 4. 創業支援

創業を考えている方や創業後間もないお客様を対象に、当協会主催で「創業セミナー」を開催しました。

また、当協会の創業資金を利用していただいたお客様を対象に、フォローアップのためのダイレクトメールを発送し、希望されたお客様へは、創業後の悩みをお聞きするとともに、必要に応じて課題解決のための支援ツールの提供を実施しています。

当協会の女性職員で構成する女性起業家支援チーム＜幸呼来（さっくら）＞では、創業前のご相談や創業計画策定のお手伝い、金融機関の紹介、専門家派遣による支援等、女性創業者に寄り添った伴走支援を行っています。令和 7 年度は、久慈地域に住む若者や女性を対象に、久慈商工会議所、久慈市、保証協会の支援機関が連携して「若者女性創業予定者セミナー」を共同開催しました。



「創業セミナー」



幸呼来「若者女性創業予定者セミナー」

## 5. 事業再生への取り組み

経営環境の悪化等により経営状況が厳しくなったお客様の事業再生支援の取組は、当協会の企業支援部が中心となり、各金融機関と情報交換を行った上で、岩手県中小企業活性化協議会（活性協）等と連携を図りながら積極的に推進しています。

また、当協会が代位弁済して求償権を取得した企業でも、自力再生の可能性のある場合は、金融の正常化を実現させるための求償権消滅保証の支援を積極的に行っています。

### 岩手県中小企業活性化協議会への再生計画策定支援関与実績

| 年 度     | 計画策定完了案件数 |
|---------|-----------|
| 令和 7 年度 | 3 件       |

※活性協の再生計画策定支援

## 6. 企業訪問

企業訪問により直接中小企業の皆さまの声をお聞きすることで、経営上のお悩みやご要望を共有し、必要に応じて「保証提案」や「経営課題解決のための専門家派遣」等によるきめ細かい支援の実践に努めています。

### 「企業訪問」の実績

| 年 度     | 企業者数  |
|---------|-------|
| 令和 5 年度 | 1,870 |
| 令和 6 年度 | 1,627 |
| 令和 7 年度 | 1,611 |

## 7. 経営改善計画策定の費用補助

国が実施している「認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用して経営改善計画を策定する企業を支援するため、自己負担部分の一部を当協会が補助しています。

| 年 度   | 費用補助企業者数 |
|-------|----------|
| 令和7年度 | 26 企業    |

## 8. いわて中小企業事業継続支援センター会議

金融機関、支援機関、行政機関等が一堂に会し、経営支援や再生支援に関する情報交換、事例共有などを通じて参加機関の連携を強化することで、県内中小企業者の事業継続のための経営課題解決に向けた支援体制の構築を目的に設置されました。

当協会を含む 33 機関が参加し、令和7年度は3回開催されました。

※この会議は、当協会と岩手県が事務局となって平成24年9月に発足した「岩手県中小企業支援等連携会議」(通称「いわて企業支援ネットワーク」)の後継として令和4年度に立ち上げられたものです。

## 9. 相談窓口

本所営業部、各支所及び企業支援部経営支援課が相談窓口となって中小企業の皆さまの経営や資金繰りに関するご相談に随時応じています。

また、花巻市、北上市、久慈市の各商工会議所、商工会の相談窓口で定期的にご相談に応じているほか、中小企業経営診断システム(McSS)の財務分析結果の資料の提供など、経営計画の策定に係る支援もしていますので、ご相談ください。

## 10. 「中小企業者アンケート」の実施

経営支援の一層の充実を図り、県内中小企業の皆様から支持される組織づくりを推進するため、当協会に対するご意見・ご要望の集約を目的として、毎年度「中小企業者アンケート」を実施しています。

※「中小企業者アンケート」

- ・実施月 令和7年10月
- ・対 象 県内の保証ご利用中のお客様 1,000 企業
- ・回答数 394 企業

## 広報活動

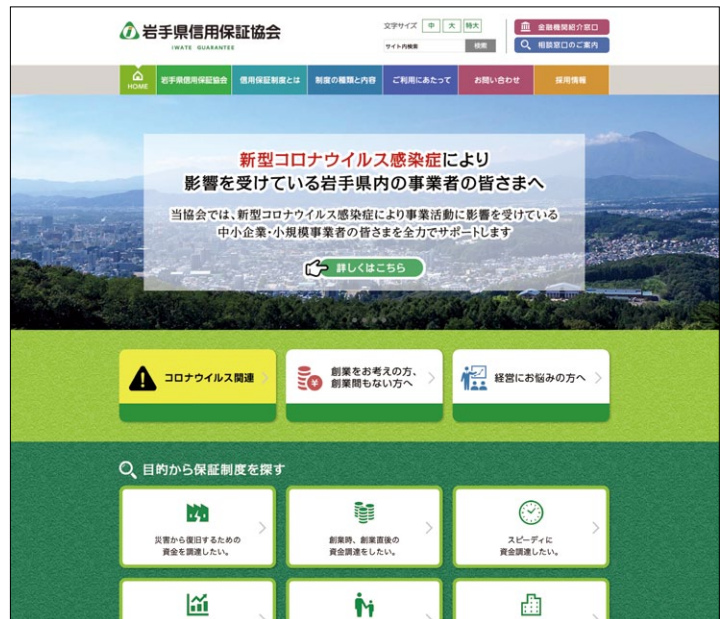
### 1. ホームページの活用

当協会では、より多くの方々に信用保証について理解を深めていただけるよう、ホームページを開設し、適宜更新しています。

ホームページには、信用保証に関する基本的な知識や各種保証制度の紹介、不動産競売情報など、保証や協会業務等に関する情報を幅広く掲載しています。

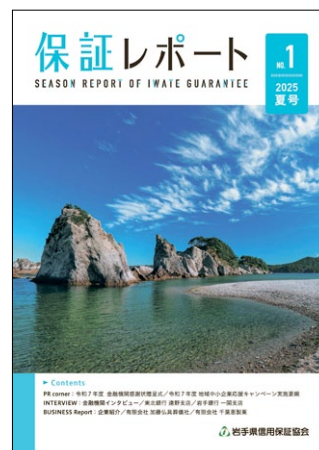
今後とも、内容の充実に努め、最新情報を分かりやすくご提供してまいります。

ホームページアドレス <https://www.cgc-iwate.jp>



### 2. 保証レポート

令和7年度より毎月1回発行していた「保証月報」を四半期に1回発行とし、名称を「保証レポート」に変更しました。保証協会をより知っていただけるような内容、経営支援先の情報を追加し、金融機関、市町村、商工会議所及び商工会等の関係機関に配布しています。



### 3. ノベルティグッズの配布

当協会では、より多くの方々に協会の業務内容を知っていただくため、「ノベルティグッズ」を配布しております。

令和3年度から、「トートバック・消せるボールペン・付箋メモ用紙」を県内の中小企業者の方々に配布しています。

今後も、内容の充実に努めるとともに、より多くの中小企業者の方々に協会のことを認知していただくよう努めていきます。



# \* コンプライアンス

## コンプライアンス態勢

信用保証協会は、中小企業の育成振興を目的として「信用保証協会法」に基づいて設立認可された公的機関であり、「信用保証」を通じて中小企業金融の円滑化に努めるとともに、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、地域経済の活力ある発展に貢献するという役割を担っています。

このため、信用保証協会役職員は、倫理憲章及び具体的行動規範を基に行動をしていくことが求められています。

当協会は、令和6年4月からの3か年の中期事業計画において、経営理念に「積極的な“信用保証”ときめ細かい“経営支援”を通して、中小企業の金融円滑化と持続的成長を促し、地域経済の振興に貢献する」と掲げ、毎年度コンプライアンス・プログラムを策定し、社会からの揺るぎない信頼の確立にむけて、コンプライアンスに関する役職員の意識の共有化と行動の統一化に取り組んでおります。

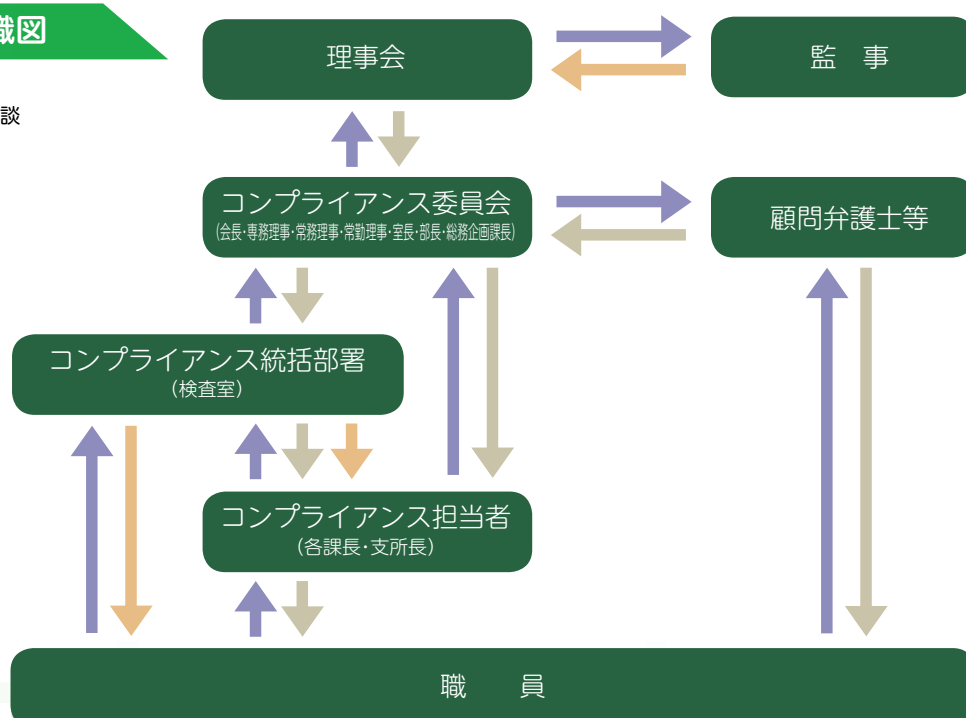
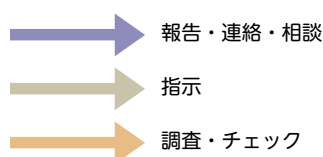
### 《信用保証協会倫理憲章》

- 1 信用保証協会の公共性と社会的責任
- 2 質の高い信用保証サービス
- 3 法令やルール of 厳格な遵守
- 4 反社会的勢力との対決
- 5 地域社会に対する貢献

### 《役職員の具体的行動規範》

- 1 法令・ルール等の遵守
- 2 誠実な職務の遂行
- 3 守秘義務の履行
- 4 職務上の地位と関係者との付き合い
- 5 コンプライアンス関連事項への対応
- 6 反社会的勢力（不当要求行為）との対決
- 7 外部からの苦情・トラブルへの対応
- 8 職場秩序の維持
- 9 違反行為の報告

## コンプライアンス組織図



岩手県信用保証協会（以下「当協会」という。）は、信用保証協会法（昭和 28 年 8 月 10 日法律第 196 号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

### (1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

### (2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の 1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用しません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用しません。

### (3) 個人データの適正管理

お客様の個人データ（当協会が取得し、または取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。）について、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の 9.「保有個人データ」の安全管理措置に関する事項に公表していますのでご覧ください。

### (4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

### (5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第 27 条第 5 項第 1 号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

### (6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は、当協会窓口（または郵送）に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口（または郵送）に持参（または郵送）ください。
- ・個人データの開示及び利用目的の通知につきましては、実費相当額（1 件につき 300 円）をいただきます。

**(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止**

- ・当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- ・(6) (7) の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の請求等に応じる手続き等に関する事項」をご覧ください。

**(8) 質問・苦情について**

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

**(9) 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口**

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

- ・開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問窓口  
〒020-0062 岩手県盛岡市長田町6番2号  
岩手県信用保証協会 企業支援部保証統括課  
TEL.019-654-1505
- ・苦情窓口  
〒020-0062 岩手県盛岡市長田町6番2号  
岩手県信用保証協会 総務部総務企画課  
TEL.019-654-1500

## \* 計画一覧

### 中期事業計画（令和6年度～令和8年度）について

岩手県信用保証協会は、中期ビジョンを「寄り添う！支える！そしてともに走る！」と定め、基本方針を「すべては中小企業支援のために…」と位置付けました。

### 中期事業計画概要（令和6年度～令和8年度）

#### 経営理念

岩手県信用保証協会は、積極的な「信用保証」ときめ細かい「経営支援」を通して、中小企業の金融円滑化と持続的成長を促し、地域経済の振興に貢献します。

#### ビジョン

寄り添う！支える！そしてともに走る！

#### 基本方針

すべては中小企業支援のために…

- ▶ 企業の持続的発展のため、**金融・経営両面の一体型支援**に取り組みます。
- ▶ 創造的破壊により**経営資源を中小企業支援に集中**します。
- ▶ 職員が**活き活きと働ける職場環境づくり**を推進します。

#### 保証・期中部門

- 必要十分な信用供与
- 業務効率化による経営資源の集中
- ニーズに応える保証制度の創設
- 金融機関との連携による期中管理の早期対応

#### 経営支援部門

- コロナ禍で過大な債務を負った企業への支援
- 創業から成長、再生（再チャレンジ）、事業承継に至る企業のライフステージに応じた伴走支援
- 東日本大震災で被災した企業等への継続的支援
- 効果的な経営支援手法の深化
- 関係機関との連携協調体制の強化

#### 回収部門

- 迅速な対応による適正な回収と求償権管理
- 企業、個人の再生支援への取り組み
- 効率的な求償権管理体制への変革

#### その他間接部門

- 組織の活性化
- デジタル化推進と体制整備
- コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底

## 令和 8 年度経営計画

### 1 経営方針

#### (1) 業務環境

##### ア 岩手県の景気動向

日本銀行盛岡事務所による『岩手県金融経済概況(令和 8 年 1 月)』によれば、「最終需要の動きをみると、公共投資は、持ち直しの動きとなっている。設備投資は、増加している。個人消費は、緩やかに回復している。住宅投資は、減少している。この間、生産は、緩やかに回復している。雇用・所得環境は、緩やかに改善している。消費者物価（除く生鮮食品）は、引き続き前年を上回っている。」とし、「県内経済は、一部に弱めの動きもみられるが、持ち直している。」と分析している。

今後についても、個人消費が堅調に推移するほか、生産活動も強含みとなるなど、緩やかな回復局面になることが期待されているが、不安定な国際社会情勢、人手不足の問題等、不透明な状況もみられることから引き続き注意していく必要がある。

##### イ 中小企業を取巻く環境

社会経済活動はコロナ禍からの正常化が進む一方で、少子高齢化や人口減少の進展等の構造的な課題に加え、原材料価格、人件費の高騰等、依然として厳しい経営環境が続いている。

東北財務局盛岡財務事務所による『岩手県内経済情勢報告（令和 8 年 1 月）』によれば、企業倒産は「件数は前年を上回っており、負債総額は前年を下回って」おり、この先の政策金利引き上げに伴う借入コストの上昇も懸念される状況にある。加えて、昨今のエコノミストの見方として、現下の中東地域を含む国際情勢は先行き不透明であり、原油供給等が大きく下振れするなどの不確実性が高まっている。これにより、全般的なコスト負担増加や需給変動が予想されるため、今後の動向について緊張感をもって注視していくことが求められる、とされている。

また、県内の中小企業・小規模事業者（以下：「事業者」という。）の資金面の状況については、「新型コロナ関連保証制度」、「伴走支援型特別保証制度」等にて積極的に融資を受けた事業者も多く、急速に膨らんだ資金需要に一服感がみられるものの、一部事業者については、自動化・省力化、IT 投資による生産性向上を志向し設備投資に着手する傾向もみられ、一定程度の新規融資需要が発生するとの見方もある。

#### (2) 業務運営方針

当協会は、中期事業計画（令和 6 年度～令和 8 年度）において、中期ビジョンを「寄り添う！支える！そしてともに走る！」と定め、基本方針を「すべては中小企業支援のために…」とし、3 つのテーマ「1. 企業の持続的発展のため、金融・経営両面の一体型支援に取り組めます。2. 創造的破壊により経営資源を企業支援に集中します。3. 職員が活き活きと働ける職場づくりを推進します。」と掲げ、県内事業者の支援に取り組んでいくこととしている。

令和 7 年度においては、伴走支援型特別保証制度の終了による借換利用の減少やコロナ関連制度の償還等により、保証承諾額が計画見込比 86.7%、保証債務残高が同 98.5%となっているが、積極的な信用保証に継続して取り組んでおり、保証承諾は持ち直しの傾向にある。また、信用保証申込の電子化推進、生成 AI・ファイル検索アプリケーションの導入、有価証券運用指針の制定及び代位弁済審査委員会の廃止など既存事業や業務プロセス、会議体について、業務の合理化、効率化の観点で検証し、見直し等に取り組んだことで、業務運営を取り巻く諸々の環境変化への組織の対応力がより一層高まり、「創造的破壊」に対する前向きな職員の意識醸成が進んできている。

中期事業計画の最終年度に当たる令和 8 年度については、これまで以上に職員のパフォーマンスを上げ、組織全体として業務の質的向上に努め、中期事業計画の各項目についてこれまでの取組を結実させていくことが重要である。

また、企業支援への集中、諸施策を推進していくためには、職員のスキルアップやモチベーションの維持高揚が図られる職場環境の整備に取り組むとともに、デジタル化の推進等が重要との認識の下、以下のとおり重点課題の解決に向けた方策を積極的に講じる。

### 2 重点課題

#### 【保証部門】

##### (1) 現状認識

コロナ禍に続く原材料高、人手不足を背景とする人件費増加といった経営コストの上昇など、県内事業者の経営環

境は依然として厳しい状況が続いている。事業者の事業継続のため、金融機関、関係機関と連携した積極的な信用保証によるそれぞれの実情に応じた金融支援と、業績改善に向けての寄り添った経営支援とを、一体的に展開していくことが肝要となる。

業務運営にあたっては、限られた人的資源により金融・経営の一体型支援に注力していくため、引き続き業務フローの見直し等業務改善を図るとともに、事業者のニーズや社会的要請に応じた新たな保証制度の創設や既存制度改正の取組を進めていくことが重要である。

さらに、国が示す「経営者保証改革プログラム」の趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資慣行の早期確立に向け、経営者保証を付さない保証の取扱をより一層推進していく必要がある。

以上の認識の下、次の課題に取り組む。

## (2) 具体的な課題

- ア 必要十分な信用供与
- イ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立
- ウ 業務効率化による経営資源の集中
- エ ニーズに応える保証制度の創設

## (3) 課題解決のための方策

- ア 必要十分な信用供与
  - (ア) 決算書徴求、企業訪問等により、県内事業者の実態、事業性、将来性を的確に理解した上で、「5ing」、「10ing」の短期継続型保証、比較的低利な県制度、不動産取得資金等に対応した長期保証制度などの利用拡大を推進していく。また、必要に応じ返済緩和の条件変更等柔軟に対応するとともに、経営支援策も提案し、持続的成長に導くための積極的な信用保証と経営支援の一体型支援を行う。
  - (イ) 金融機関と一層の連携を図りながら、プロパー融資と協会付き融資でリスクを適切に分担する当協会独自の「連携支援協調パッケージ」及び「協調支援型特別保証」を引き続き推進する。
  - (ウ) 認定経営革新等支援機関と連携し、事業者の経営状況の変化を早期に捉え、適時適切な経営支援等に繋げていくため、令和8年3月16日から施行された国の政策保証制度である「モニタリング強化型特別保証制度」の利用促進に取り組む。
  - (エ) 金融機関、商工団体との懇談会、勉強会等をより一層活発に展開し相互理解を深めるとともに、取組方針、諸施策等にかかる認識の共有と具体的な協調行動へと繋げていく。
- イ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立
  - 「経営者保証改革プログラム」の趣旨を踏まえ、事業者、金融機関に向けた効果的な周知と提案、要請を継続しながら経営者保証を付さない保証を推進する。
- ウ 業務効率化による経営資源の集中
  - 当協会独自の推進組織である「保証プロセス等見直し委員会」において、引き続き、非効率化、形式化している業務の見直しを行うとともに、デジタル関連ツールの活用を促進し、保証業務及び付帯業務のデジタル化を推進する。
- エ ニーズに応える保証制度の創設
  - 事業者へのアンケート、金融機関との情報交換等を通じ事業者のニーズを適切に把握した上で、当協会の「保証制度検討委員会」を中核として、より利便性の高い制度や、地域課題、社会的課題の解決に繋がる制度の創設に向け、県、市町村等とも連携しながら取組むとともに、併せて既存制度の見直しを進めていく。

## 【経営支援部門】

### (1) 現状認識

前述のような厳しい経営環境にある中、事業者単独では改善の糸口を見出すことが困難であることも多く、業況不振が加速し、事業継続をあきらめる事業者も高止まりしている。

当県経済の基盤を支える事業者の減少に歯止めをかけるため、事業者との様々な接点を通じて、事業者それぞれのライフステージにおける諸課題を確認した際には、当協会が主体となり、必要な支援を早期に提供し、より多くの事業者の経営改善に繋がるよう取組むことが必要である。

また、支援に際しては、経営課題を十分に整理した上で、必要に応じ各支援機関と連携しながら、適切な経営支援

ツールを提供することが重要である。  
以上の認識の下、次の課題に取り組む。

## (2) 具体的な課題

### ア 経営支援、再生支援の強化

- (ア) コロナ禍等で過大な債務を負った事業者への支援
- (イ) 創業から成長、再生（再チャレンジ）、事業承継に至る事業者のライフステージに応じた伴走支援
- (ウ) 東日本大震災で被災した事業者等への継続的支援
- (エ) 効果的な経営支援手法の深化
- (オ) 関係機関との連携協調体制の強化

## (3) 課題解決のための方策

### ア 経営支援、再生支援の強化

- (ア) コロナ禍等で過大な債務を負った事業者への支援
  - a 経営者との対話を通じた事業者の経営課題の把握・共有  
これまで積極的に企業訪問により経営者・事業者と対話を重ねてきたが、経営課題の把握・共有を深めるため、事業者からの即時的な財務データの提供を受けることができるような関係性強化を目指す。
  - b 適切な支援ツールの提供による課題解決支援  
限られた人的リソースで最大限のパフォーマンスが図られるよう、支援ニーズの掘り起こしを効率化することや、経営課題を的確に把握し、損益分岐点とそれを目指すための方向性及び潜在的な支援ニーズ等を「見える化」する必要がある。  
そのため、支援ニーズの掘り起こしはダイレクトメールの活用等により効率化し、経営課題の把握や「見える化」は当協会独自の手法である「仮説・課題設定シート」の活用を進める。  
効率化と見える化により事業者の経営課題の深掘りと共有を行い、その解決に向けた適切な支援ツールを提供する。
- (イ) 創業から成長、再生（再チャレンジ）、事業承継に至る事業者のライフステージに応じた伴走支援
  - a 専門家派遣、よろず支援拠点、女性起業家支援チーム等の支援ツールを活用した積極的な創業支援  
創業案件は、他の支援ツールと同様に創業者や創業予定者との対話を通じて経営課題の把握・共有を行い、創業計画の策定支援や金融機関紹介、(株)日本政策金融公庫（以下：日本公庫）との協調支援、及び専門家派遣、よろず支援拠点、女性起業家支援チーム等の支援ツールを活用した積極的な創業支援を行う。  
創業後はフォローアップを実施し、早期に事業が軌道に乗るようきめ細かい支援を行う。
  - b 当協会独自の創業セミナー開催及び商工団体等の創業セミナーへの参画による創業機運の醸成  
創業機運の醸成や創業予定者への支援施策の周知を図るため、当協会独自の創業セミナーの開催に加え、商工団体等が開催する創業セミナーにもより積極的に参画する。
  - c 岩手県事業承継・引継ぎ支援センターや日本公庫、(独法)中小企業基盤整備機構（以下：中小機構）等と連携した事業承継支援  
事業承継案件は、平時から経営者が嫌がることにあえて踏み込めるだけの信頼関係の構築が一層重要となることから、様々な支援ツールの提供等を通じ日頃からの対話を深めながら、経営者との距離感を縮めた上で、岩手県事業承継・引継ぎ支援センター、日本公庫、中小機構等と連携した事業承継支援や、事業承継連携スキーム「つぐべ岩手」を活用した支援を行う。
  - d 岩手県中小企業活性化協議会（以下：活性協）や金融機関と連携した事業再生・再チャレンジ支援  
過大な債務を抱えている事業者に対しては、状況に応じて抜本的な事業再生や再チャレンジ支援に早期着手できるように金融機関、活性協と連携して対応する。
- (ウ) 東日本大震災で被災した事業者等への継続的支援
  - a 被災事業者には定期的にフォロー訪問を行い、事業継続に必要な金融・経営支援を行う。
  - b 債権買取支援を受けエグジットを希望する事業者には、金融機関や岩手産業復興機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構等と連携し、適時適切なタイミングでリファイナンス支援を検討する。
- (エ) 効果的な経営支援手法の深化
  - a 経営支援の効果測定と検証及びフィードバックの実施

設定した指標、目標値に基づき経営支援の効果測定と検証（※）を行い、支援手法の継続的な見直しを適時的確に講じていく。

（※）検証方法は、専門家派遣を実施した事業者を対象に、① CRD 財務点数、②簡易営業キャッシュフロー、③アンケート結果の3指標で検証。

①と②は支援前後の決算を比較して増加、③は10点満点中7点以上を基準とし、2指標以上該当している場合に「支援効果あり」と判断する。令和8年度は、令和6年度に専門家派遣を実施した事業者を対象に検証する。

b 重点支援先の検討を含めた経営支援スキームや支援手法の継続的な見直し

ターゲティング及び支援ニーズの掘り起こしによる重点支援先の選定や支援手法については、経営支援を行いつつ検証し、経営支援スキーム上の更なる課題の抽出などを通じて、継続的な見直しを行っていく。

c 効果的な支援のための職員育成と経営支援スキルの質の向上

他の支援機関等を講師とした研修及び個社支援におけるOJTによる職員育成を行い、事業者に対しタイムリーかつ効果的な支援を提供できるよう経営支援スキルの組織的な質の向上を図る。

（オ）関係機関との連携協調体制の強化

a 事業者支援関係のネットワークを活用した、支援機関等との連携強化

主務官庁、金融機関、商工団体及び当協会が主体となった事業者支援関係のネットワーク（いわて中小企業事業継続支援センター会議、経営サポート会議、BKミーティング等）を活用し、活性協・よろず支援拠点・岩手県事業承継・引継ぎ支援センター及び中小機構等の支援機関との連携を強化する。

個別事業者支援の際には、当協会が各支援機関の支援ツールを把握の上ハブ機能を担いつつ、ハンズオン支援で事業者と伴走しながらそれぞれの機関の強みを生かし、連携して効果的な経営支援の提供を図る。

b 事業者の各ライフステージにおける日本公庫との連携

日本公庫とは、創業資金や創業セミナー等のみならず、事業者それぞれの各経営局面に応じた金融支援、経営支援の両支援において連携し、事業者の事業活動の維持・向上と創業や事業承継などを支えていく。

## 【期中管理部門】

### （１）現状認識

前述のように県内事業者を取り巻く環境は厳しい状況にあり、条件変更は前年比を上回る高水準で推移するとともに、延滞・事故についても高止まりの状況にあり、当面は同様の傾向が続くものと思われる。経営努力をしている事業者が事業継続を断念し、廃業、代位弁済に至ることがないように、これまで以上に金融機関との連携を密にしながら、業績、資金繰り悪化といった経営不振の予兆把握を早期に行い、資金繰り支援、経営支援を適切に実施していく必要がある。

以上の認識の下、次の課題に取り組む。

### （２）具体的な課題

#### ア 金融機関との連携による期中管理の早期対応

（ア）業績悪化先の予兆の早期把握

（イ）条件変更を繰り返している事業者への対応

### （３）課題解決のための方策

#### ア 金融機関との連携による期中管理の早期対応

（ア）業績悪化先の予兆の早期把握

a 決算書の徴求はもとより、金融機関との情報共有体制の一層の強化により資金繰り悪化等の予兆を早期に捉え、適宜企業面談により実態を把握しながら事業継続に向けた条件変更等の資金繰り支援、経営支援を早期に実施する。

b 保証料未納事業者については、企業訪問等により未納原因を把握の上支援策を検討し、早期解決を図る。

（イ）条件変更を繰り返している事業者への対応

a 条件変更を繰り返している事業者についても金融機関と定期的に情報共有を行うとともに、必要に応じて企業訪問により現状を把握し、事業継続意欲と改善の方向性を確認した上で、活性協等の支援機関の利用も含め、支援策を検討する。

## 【回収部門】

### (1) 現状認識

コロナ禍で負った債務返済の本格化や経営コストの上昇により経営体力が少ない事業者の息切れ倒産が続く中で、弁護士への債務整理委任等による支払停止が約6割を占め、回収手段が乏しい求償権が多い。

こうした厳しい回収環境にあるが、回収が期待できる求償権については、代位弁済前における面談や資産調査等の初動対応を確実に行之、回収方法の検討と着手を組織的に行うことが肝要である。

また、事業継続し誠実に返済を続ける債務者については、債務者自身の事業再生に対する意思と意欲を十分に確認の上、求償権消滅保証による金融取引正常化を図る。

同様に、誠実に弁済を履行してきた連帯保証人や高齢等のため早期解決を望む連帯保証人に対しても、全国信用保証協会連合会が示す「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」を適切かつ柔軟に活用し、個人の生活再建と債権管理回収の両立を図る。

さらに、限られた人員の中で回収を最大化するためには、回収が期待できる求償権に注力するとともに債権管理事務の効率化が不可欠であり、事務内容の見直しやデジタル化による省力化を前向きに検討し進めていく必要がある。

以上の認識の下、次の課題に取り組む。

### (2) 具体的な課題

ア 迅速な対応による適切な回収と求償権管理

イ 企業、個人の再生支援への取組

ウ 求償権管理の効率化に向けた体制整備

### (3) 課題解決のための方策

ア 迅速な対応による適正な回収と求償権管理

(ア) 回収が見込まれる代位弁済予定事業者に対しては、代位弁済前に期中管理担当者と同行面談し、資産調査や代位弁済後の債務履行を促す等の初動対応を確実に行うほか、必要に応じて具体的回収方針を組織的に検討する。

(イ) 関係機関に対する情報提供手段を構築し、不動産処分による回収を促進する。

(ウ) 個々の状況に応じて、法的措置を早期に検討する。

イ 企業、個人の再生支援への取組

(ア) 事業継続中の債務者の業況を把握し、早期に事業再生が見込める事業者については、関係部署や必要に応じて外部の支援機関と連携し、求償権消滅保証の活用による事業再生を推進する。

(イ) 求償権消滅保証の主担当を置き、回収担当からの相談対応、取組上の問題点整理及び企業支援担当者との調整を行い、求償権消滅保証の取組を推進する。

(ウ) 抜本再生や経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理の申出があった場合は、申出の内容に応じて積極的に対応する。

(エ) 関係人の実情に応じて、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインを積極的に活用する。

ウ 求償権管理の効率化に向けた体制整備

(ア) 求償権実態調査書等のデジタル化による求償権管理事務の省力化、効率化を実行する。

(イ) 回収見込のない求償権債務者に対しては、速やかに管理事務停止を講じる。また、管理事務停止事業者で求償権整理が可能となった事案は適宜手続を実施する。

(ウ) 求償権管理事務の効率性や管理コストを踏まえ、必要に応じて「期中・求償権管理事務処理要領」等諸規定の見直しを進める。

(エ) 新たな回収ノウハウ獲得や体制強化に向け、外部講師を招聘した勉強会の開催や、他協会の先進的な回収促進策等の情報収集を行う。

## 【その他間接部門】

### (1) 現状認識

令和7年度については、令和6年度に引き続き部門横断的な業務の効率化を進めてきており、今後は「業務の充実化を図るフェーズ」へ移行していく必要がある。

昨年度から AI 等を導入し、現在は操作の習熟を優先させている段階にあるが、今後は資格取得奨励、内部研修受講のほか、日常業務での活用事例を横展開するなどし、業務の質の向上に努めていく方針である。

また、組織活性化のため、当協会のミッションや業務価値を再徹底の上、職員間、組織間の目線合わせを行い、全体のモチベーションを上げることに加えて、コミュニケーションの質の向上を図ることで、職員一人ひとりの成長を後押しできる風通しの良い職場づくりを行っていく必要がある。

加えて、当協会の公共的使命と社会的責任を果たすため、法令やルールを厳格に遵守し、誠実、公正な業務運営をすることが重要であることから、信用を失墜しないよう役職員一丸となって倫理意識の涵養、コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力の排除に引き続き取り組んでいく必要がある。

## (2) 具体的な課題

### ア 組織の活性化

### イ デジタル化推進と体制整備

### ウ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底

### エ 危機管理態勢の維持・強化

## (3) 課題解決のための方策

### ア 組織の活性化

(ア) 業務プロセスの最適化の取組により、既存業務の発展・深化や正確性・迅速性向上に留まらず、ニーズに即した新たな業務（創造的業務）へのリソースシフトを推進する。

(イ) 職員個々の個性・能力を前向きに評価し尊重し合い、積極的に新規業務にチャレンジできる職場環境の整備を行う。

(ウ) 職員が心身ともに健康な状態で業務へ取組むためのメンタルサポートを行う。

### イ デジタル化推進と体制整備

(ア) 役職員のデジタルリテラシーのより一層の向上を図る。

(イ) データ分析の精緻化等、デジタル技術の活用による業務品質の向上を図る。

(ウ) neoAI（生成 AI システム）や Quicksolution（ファイルサーバー検索システム）等導入したデジタル関連ツールの効果的な利活用を進める。

### ウ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底

(ア) コンプライアンス・プログラムに基づきコンプライアンス委員会やコンプライアンス担当者会議を開催し、コンプライアンス態勢の維持・強化を図る。

(イ) 反社会的勢力からの介入防止、不当要求を排除するため、関係機関からの情報収集・周知・研修を行う。

(ウ) コンプライアンス・チェックシート等調査実施、結果周知により職員の倫理意識の涵養と倫理的な組織風土の構築を図る。

(エ) コンプライアンスをテーマとした職場内研修を実施するよう促すとともに、コンプライアンスマガジンの発行による啓発活動を行う。

また、ハラスメント対応等、コンプライアンスをテーマとした内部業務研修会を実施する。

(オ) 個人情報保護について、規程に基づく個人データ取扱点検の年間計画を策定し、実施・集約管理し、情報漏洩の防止に努める。

(カ) コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス関連マニュアルに関して、必要に応じて変更を実施する。

### エ 危機管理態勢の維持・強化

(ア) 事業継続計画（BCP）に基づく訓練を実施する。

(イ) デジタル化の進展に対応し情報セキュリティの強化を図る。

## \* 組織体制

### 役員名簿

(令和8年8月1日現在)

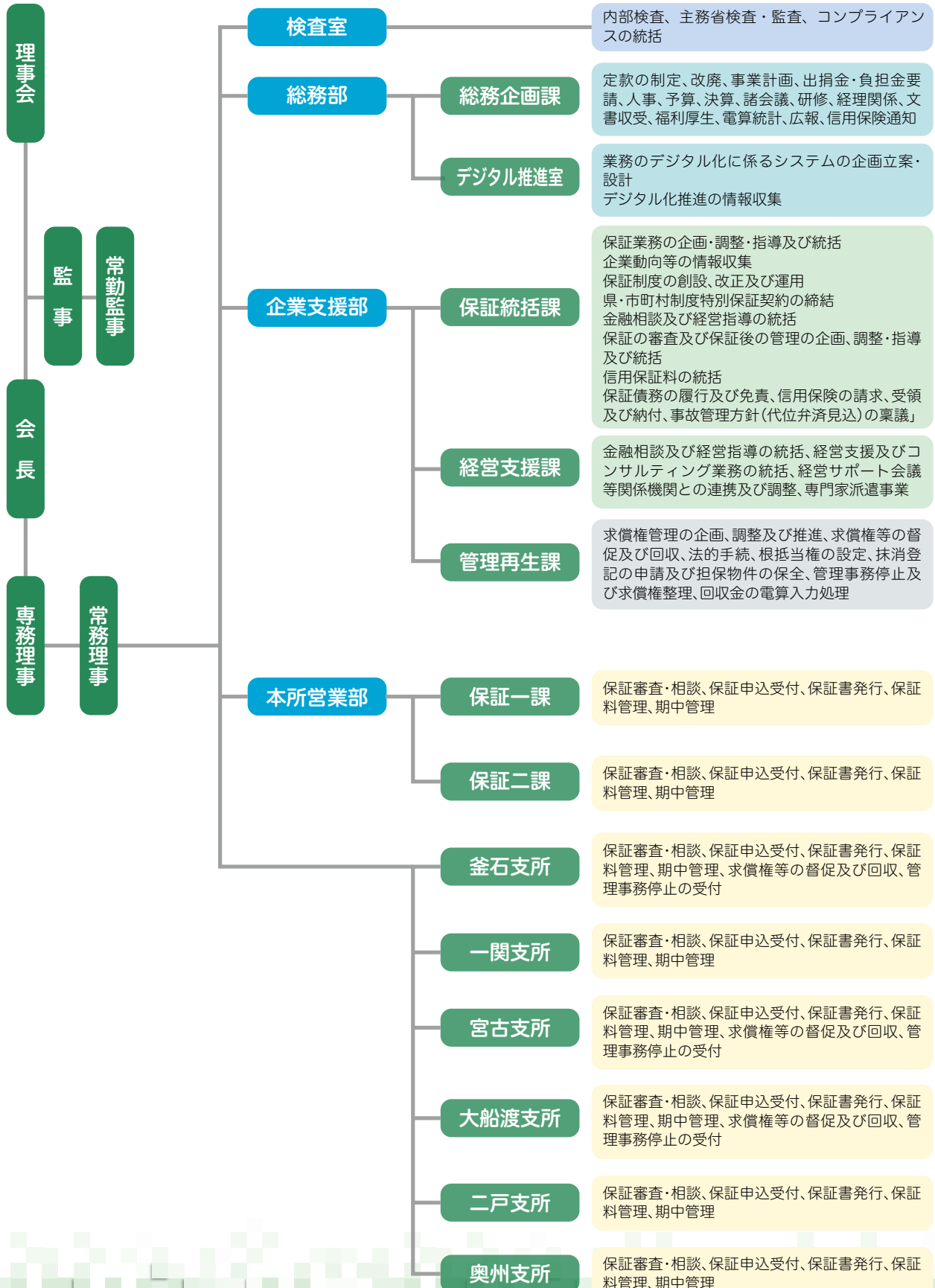
| 役職名  | 氏名      | 備 考 |                                                               |
|------|---------|-----|---------------------------------------------------------------|
| 会 長  | 菊 池 哲   | 常 勤 | 前：当協会非常勤理事<br>元：岩手県副知事                                        |
| 専務理事 | 高 橋 敏 文 | //  | 前：当協会総務部長<br>元：当協会本所営業部長                                      |
| 常務理事 | 関 口 等   | //  | 前：公益財団法人いわて産業振興<br>センター常務理事兼事務局長<br>元：岩手県商工労働観光部経営支援課<br>総括課長 |
| 理 事  | 阿 部 博   | 非常勤 | 岩手県商工労働観光部長                                                   |
| 理 事  | 内 舘 茂   | //  | 岩手県市長会会長                                                      |
| 理 事  | 鈴 木 重 男 | //  | 岩手県町村会会長                                                      |
| 理 事  | 岩 山 徹   | //  | 株式会社岩手銀行頭取                                                    |
| 理 事  | 佐 藤 健 志 | //  | 株式会社東北銀行頭取                                                    |
| 理 事  | 石 塚 恭 路 | //  | 株式会社北日本銀行頭取                                                   |
| 理 事  | 浅 沼 晃   | //  | 岩手県信用金庫協会会長                                                   |
| 理 事  | 永 田 圭   | //  | 商工組合中央金庫盛岡支店支店長                                               |
| 理 事  | 谷 村 邦 久 | //  | 岩手県商工会議所連合会会長                                                 |
| 理 事  | 高 橋 富 一 | //  | 岩手県商工会連合会会長                                                   |
| 理 事  | 藤 村 文 昭 | //  | 岩手県中小企業団体中央会会長                                                |
| 監 事  | 平 賀 昭 寿 | 常 勤 | 前：当協会企業支援部長<br>元：当協会本所営業部長                                    |
| 監 事  | 秋 山 信 愛 | 非常勤 | 公認会計士                                                         |
| 監 事  | 大和久 政 也 | //  | 弁護士                                                           |

### 【自治体関係者（常勤役員）の選定手続きについて】

|              |                                                                |
|--------------|----------------------------------------------------------------|
| 選定手続き        | 商工団体及び県商工労働観光部からの推薦を受け、第三者委員会の選考により<br>適当と認められた候補者の中から知事が任命する。 |
| 選定手続きの実施主体   | 岩手県信用保証協会常勤理事任命候補者選考委員会（第三者委員会）                                |
| 第三者委員会の委員の属性 | 中小企業関係団体、金融機関、弁護士・学識経験者                                        |

# 組織図

(令和8年4月1日現在)



## 事務所のご案内

### 本所営業部

〒020-0062

盛岡市長田町6番2号アバンサール・i

□保証一課（2F）

TEL：019（654）1501（直通）

FAX：019（654）7110

管轄市町村／盛岡市、八幡平市、滝沢市、  
岩手町、雫石町、葛巻町

□保証二課（3F）

TEL：019（654）1502（直通）

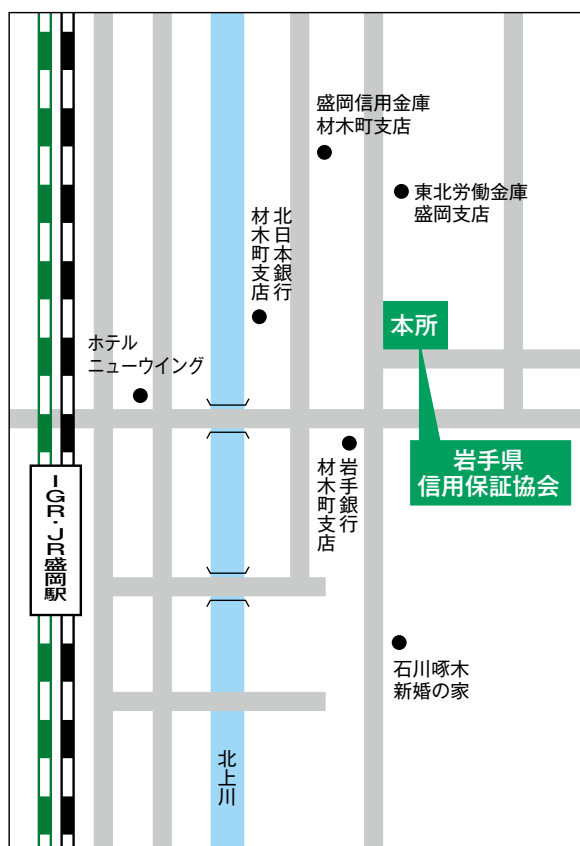
FAX：019（654）7120

管轄市町村／花巻市、北上市、矢巾町、  
紫波町、西和賀町

総務部 4F

企業支援部 3F、6F

検査室 6F



### 釜石支所

〒026-0041

釜石市上中島町1丁目3-11

TEL：0193（27）8361（代表）

FAX：0193（23）8331

管轄市町村／釜石市、遠野市、大槌町



### 一関支所

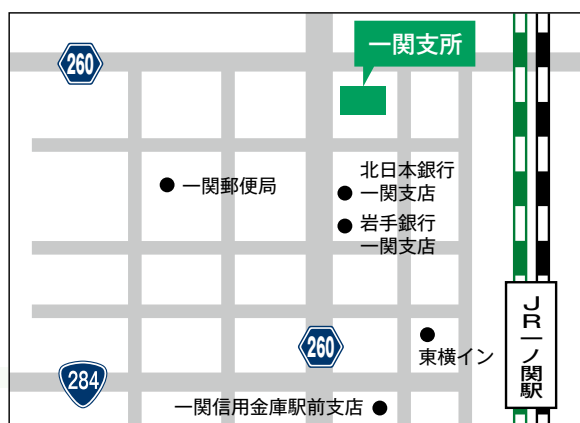
〒021-0881

一関市大町7番14号

TEL：0191（23）2533（代表）

FAX：0191（23）2530

管轄市町村／一関市、平泉町



## 宮古支所

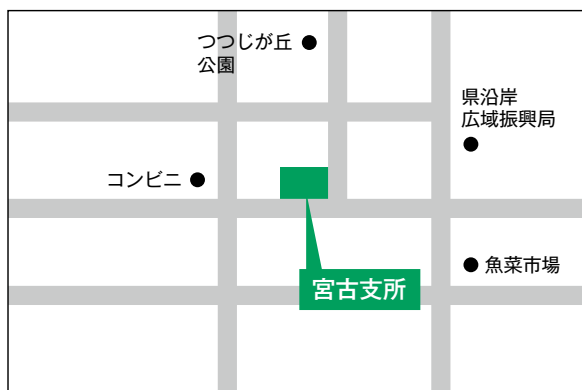
〒027-0061

宮古市西町二丁目 2 番 3 号

TEL：0193（62）2700（代表）

FAX：0193（63）3930

管轄市町村／宮古市、山田町、岩泉町、  
田野畑村



## 大船渡支所

〒022-0002

大船渡市大船渡町字茶屋前59番地6  
(ヤチビル 1 階)

TEL：0192（27）1224（代表）

FAX：0192（27）1227

管轄市町村／大船渡市、陸前高田市、  
住田町



## 二戸支所

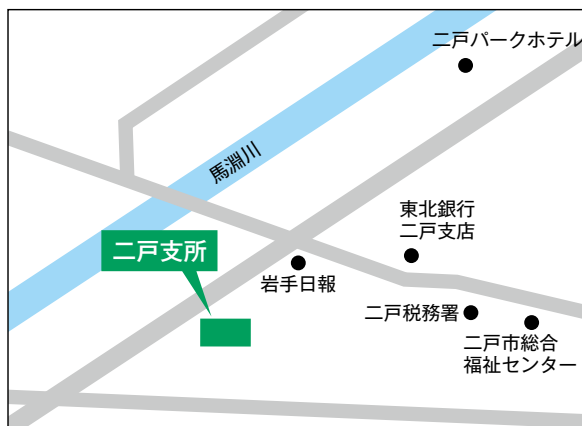
〒028-6101

二戸市福岡字八幡下 19 番地 2

TEL：0195（23）4115（代表）

FAX：0195（23）4116

管轄市町村／二戸市、久慈市、軽米町、  
洋野町、一戸町、普代村、  
野田村、九戸村



## 奥州支所

〒023-0828

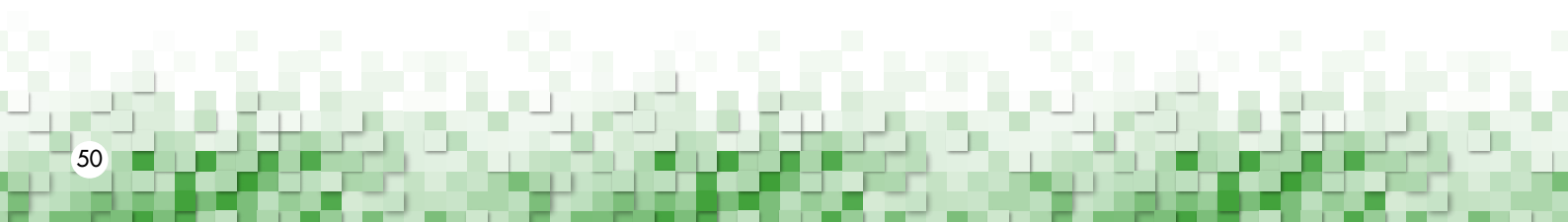
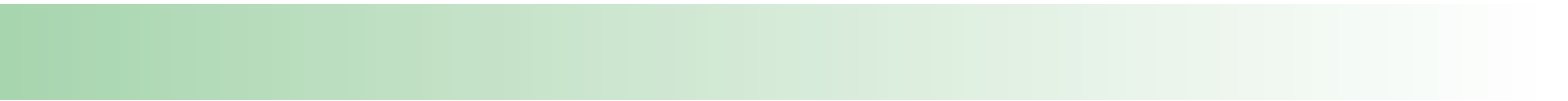
奥州市水沢東大通り一丁目 2 番 3 号

TEL：0197（25）3171（代表）

FAX：0197（25）3172

管轄市町村／奥州市、金ヶ崎町





---

---

—2026—

## 信用保証協会のあらまし

発行日 令和8年 9月1日

発刊 岩手県信用保証協会

〒020-0062 盛岡市長田町 6-2 アバンサール・i

TEL 019-654-1500（代表）

---

---



## 岩手県信用保証協会

〒020-0062 盛岡市長田町6番2号 アバンサール・i  
TEL:019-654-1500(代表) FAX:019-654-7121



当協会ホームページは  
こちらから

